

戸沢村 第三期  
子ども・子育て支援事業計画  
【令和7～11年度】

令和7年3月  
山形県 戸沢村



## はじめに

「人は村の最大の財産」という考えのもと、本村では次代を担うこどもたちの成長を支える取組こそ最重要の政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、少子化や核家族化の進展や地域社会の教育力の低下、また女性の社会進出が一般的になる等様々な要因が絡み合い、待機児童の問題や児童虐待の増加等、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく様変わりし、抱えている課題は多様化しています。



こうした状況を踏まえ、社会や制度の変化に危機感を持って対応するため、「戸沢村子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、さらに「戸沢村第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。

こうした流れを踏まえ、本村では、第二期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、「戸沢村第三期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」を策定します。本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、「次世代育成支援対策推進法」に関連する諸制度の施策と連携しながら、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもに対し、「こどもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、住民ニーズに寄り添った質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

こどもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。こどもの健やかな成長は、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、社会全体に元気と活力をもたらします。こどもたちが心豊かな自立した大人へと成長するため、家庭・地域・学校・企業・行政など、社会全体で子育て家庭に寄り添い、こども主体の視点を基本に子育て家庭を支えていくことが重要となります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「戸沢村子ども・子育て会議」の皆さま、アンケートにご協力いただきました住民の皆さまをはじめ、関係団体などの皆さまに、深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

戸沢村長 加藤 文明



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 他計画との関係.....	2
4 計画期間.....	3
5 近年の国の動き.....	3
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	8
7 県や近隣市町村との連携.....	8
第2章 こども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 人口とこども人口の状況.....	9
2 子育て世帯の状況.....	11
3 アンケート調査.....	13
4 施策の進捗評価.....	42
5 本村における子育て支援に関わる課題.....	44
第3章 計画の基本的な考え方.....	46
1 計画の基本理念等.....	46
2 計画の基本目標.....	46
3 施策の体系図.....	48
第4章 子育てに関する施策の展開.....	49
1 基本目標1 地域における子育て支援.....	49
2 基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等.....	52
3 基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進.....	53
4 基本目標4 こどもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備.....	57
5 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備.....	60
6 基本目標6 こども等の安全の確保.....	62
7 基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進.....	64
第5章 子ども・子育て支援事業の展開.....	67
1 教育・保育事業等の提供区域.....	67
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	67
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	69
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	71
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	82
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	83
7 育児休業後における特定教育・保育施設等の利用のための環境整備.....	83
8 県が行う施策との連携.....	83
9 仕事と生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	84

第6章 計画の推進・評価体制.....	85
1 計画の推進体制.....	85
2 計画の公表及び周知.....	85
3 計画の評価と進行管理.....	85
資料編.....	87
1 戸沢村子ども・子育て会議条例.....	87
2 戸沢村子ども・子育て会議 委員名簿.....	89

**【こどもと子ども表記について】**

「こども」の表記は、こども基本法にならい、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年には1.57を記録し、「1.57ショック」と呼ばれるようになりました。その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行し、令和6年には1.20となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、こどもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、こども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」やこどもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域におけるこども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を制定し、こども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指すため、「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正、さらに令和4年には「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」の成立、令和5年には「こども大綱」「こども未来戦略」の閣議決定など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

戸沢村（以降、「本村」という。）では、「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「戸沢村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の施策を踏まえながら、本村に生まれた村の宝であるすべてのこどもたち一人ひとりの個性や能力を大切にしながら、心身ともに健やかに成長でき、未来へ希望が広がる村づくりを目指して、平成27年度から平成31年度を計画期間とした「戸沢村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。さらに、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を図り、子育てを地域全体で支えるため、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「戸沢村第二期子ども・子育て支援

事業計画」(以降、「第二期計画」という。)を策定しました。

こうした流れを踏まえ、本村では、第二期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「戸沢村第三期子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、「次世代育成支援対策推進法」に関連する諸制度の施策と連携しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、住民ニーズに寄り添った質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

## 2 計画の位置づけ

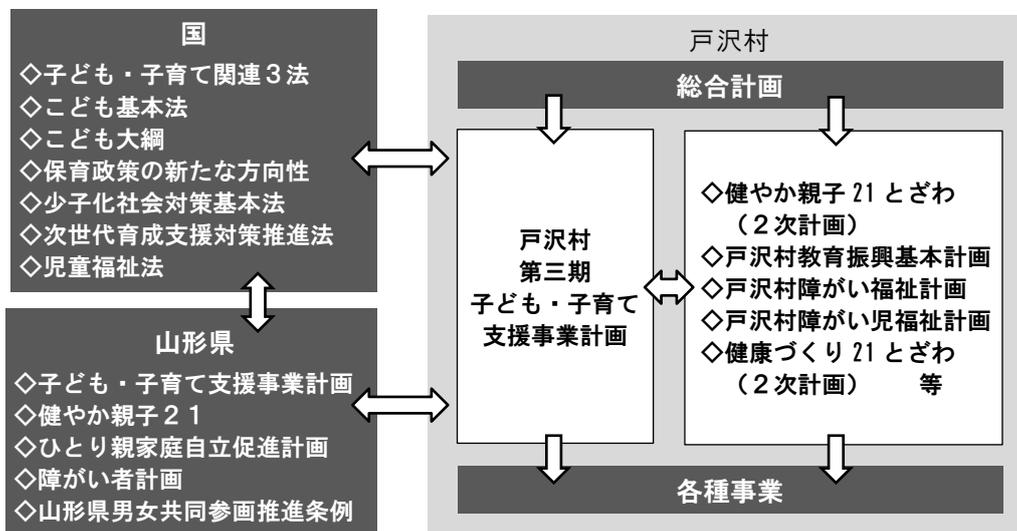
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、平成26年4月に成立した「改正次世代育成支援対策推進法」は、時限立法だったところ延長され令和7年3月までとなっていました。次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、再度延長され令和17年3月までとなっています。これを踏まえ、これまで本村が取り組んできた戸沢村次世代育成支援行動計画の施策については、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、これらを総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進します。

## 3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画「第5次戸沢村総合計画」のもと、関連する「健やか親子21とざわ(2次計画)」「戸沢村教育振興基本計画」「戸沢村障がい者福祉計画」「戸沢村障がい児福祉計画」「健康づくり21とざわ(2次計画)」等との整合性を図りました。

### ■他計画との連携



## 4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。

### ■ 計画期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
戸沢村 子ども・子育て支援事業計画				戸沢村 第二期 子ども・子育て支援事業計画				戸沢村 第三期 子ども・子育て支援事業計画						

## 5 近年の国の動き

### (1) 少子化社会対策大綱

令和2年5月には第4次となる「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方に基づき、国は令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしています。

### (2) 新子育て安心プラン

令和2年12月に「新子育て安心プラン」が公表されました。

#### 新子育て安心プラン

- 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。
  - ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
  - ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応。
- 新子育て安心プランにおける支援のポイント
  - ・地域の特性に応じた支援（保育ニーズが増加している地域への支援、マッチングの促進が必要な地域への支援、人口減少地域の保育の在り方の検討）
  - ・魅力向上を通じた保育士の確保
  - ・地域のあらゆる子育て資源の活用

### (3) 子ども・子育て支援法の一部改正

令和4年4月に「子ども・子育て支援法」が一部改正され、市町村計画における任意記載事項が追加されました。

#### 基本方針の改正で追加された任意記載事項

子ども・子育て支援の提供に係る機関の連携の推進に関する事項を追加する。

- ①「関係機関の連携会議の開催等」の追記
- ②「関係機関の連携を推進する取組の促進」の追記

### (4) こども家庭庁の設置等

令和4年6月に「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」「改正児童福祉法」が成立、公布されました。

#### こども家庭庁設置法・こども家庭庁

- 令和3年12月「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰ひとり取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための「新たな司令塔として、こども家庭庁を創設」することが示されました。
- これを受け、こども家庭庁の設置と任務・所掌事務を定めるとともに、所掌事務の能率的な遂行のために必要な組織を定めることを目的に「こども家庭庁設置法」が成立しました。
- こども家庭庁は内閣府の外局として設置され、令和5年4月に発足されました。
- 厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども・子育て本部等が中核となり、保育所と認定こども園の所管も厚生労働省と内閣府からそれぞれこども家庭庁へ移されました。

#### こども基本法

- 「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月成立し、令和5年4月施行されました。
- 「こども基本法」では、国の責務や体制のみならず、地方公共団体の責務や市町村こども計画の策定の努力義務についても明記されています。

### 改正児童福祉法

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加」「市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化」「子ども家庭福祉分野の認定資格創設」「市区町村における子育て家庭への支援の充実等」を内容としています。

### (5) こども大綱等

令和5年10月に「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。市町村において「こども計画」の策定を進めるにあたっては、こども大綱を勘案する必要があります。

#### こども大綱及びこどもまんなか実行計画

- すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指した、こども大綱が策定されました。
- 今後は、こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」としてとりまとめられる予定となっています。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映されます。「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱は、おおむね5年後を目途に見直しが行われます。
- 市町村においてこども計画の策定やこどもに関する施策の推進を進めるにあたっては、こども大綱を勘案する必要があります。

## (6) こども未来戦略等

令和5年12月に「こども未来戦略」「こどもの居場所づくりに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

### こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～

- 政府は、少子化トレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策的な基本方針をとりまとめた「こども未来戦略」を閣議決定しました。基本理念として、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つを掲げています。
- 今後3年間は集中取組期間として、「加速化プラン」が実施されます。
- 我が国の出生数、未婚者の結婚希望や希望こども数も大幅に低下・減少しており、このままで2030年代に入ると、若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めの利かない状況になります。2030年代に入るこれから6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとされています。
- 「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の抜本的な強化に向け、「こども大綱」の実行と併せて政府をあげて取り組んでいくとされています。

### こどもの居場所づくりに関する指針

- こどもの居場所づくりを通じて目指す姿とは「どんな環境に生まれ育ったとしても、誰ひとり取り残さず、すべてのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）であることです。
- 目指す姿の実現に向けて、①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる、②こどもの権利の擁護、③官民の連携・協働等の視点を持ったうえで、さらに4つの視点（ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる）で居場所づくりを推進する必要があります。
- こども基本法において、市町村こども計画の策定が努力義務となっていますが、こどもの居場所づくりについても、都道府県や市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められます。
- こども大綱では居場所づくりの推進に向けて、こども・若者の声を聴く他、「すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む」とされています。
- 市町村においては、管内の状況把握等を行いつつ、関係者と連携して質と量の両面から、地域の実情に応じたこどもの居場所づくりを計画的に推進することが必要です。

#### 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）

- 乳幼児期は、脳発達において特に環境の影響を受けやすい時期といわれており、生涯にわたる Well-being 向上に重要な時期です。しかし、現在の我が国では児童虐待や少子化の進行によるこども同士で育ちあう環境の減少等、様々な課題があります。そういった課題を解消し、すべてのこどもが等しく、健やかに育つことができるように、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（以下、「本ビジョン」という。）」が閣議決定となりました。
- 本ビジョンは、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から、生涯にわたる Well-being 向上を図ることを目的としています。Well-being は身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態を指し、その観点を踏まえた本ビジョンの柱を5つに整理しています。
- 本ビジョンは、こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映することとされています。すべての人の具体的行動を促進するための取組を含め、具体策を一体的・総合的に推進することとされており、都道府県・市区町村は、こども基本法にのっとり、本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支えるこども施策の展開を図っていく役割が求められます。

#### （7）子ども・子育て支援法改正

令和6年2月に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。改正案は、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に沿ってまとめられています。

##### 子ども・子育て支援法改正案

- 政府は、こども未来戦略の加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。
- 改正内容は、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」、「すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育での推進」、「子ども・子育て支援特別会計（こども金庫）の創設」、児童手当等に充てるための「子ども・子育て支援金制度の創設」とされています。

#### （8）子どもの貧困対策の推進に関する法律改正

令和6年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改正される案が参議院本会議で可決、成立しました。この中で、こどもが適切な養育を受けられなかったり、多様な体験の機会をなくしたりしないよう明示されました。

## (9) 保育政策の新たな方向性

令和6年12月に、「新子育て安心プラン」の後継となる「保育政策の新たな方向性」が公表されました。全国どこでも質も高い保育が受けられ、地域で一人ひとりのこどもの育ちと子育てが応援・支援されるような社会を実現するため、今後の保育政策の在り方を示したもので、令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は以下の3つの柱を軸に推進します。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実<br/>【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】</li><li>2. すべてのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進<br/>【こども誰でも通園制度、障がい児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】</li><li>3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善<br/>【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】</li></ol> |
|---|

## 6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制については、本村の関係団体代表などから構成される「戸沢村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年10月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階において、パブリックコメントを行い、住民からの計画に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察したうえで、必要に応じて住民の意見を計画書に反映するように努めました。

## 7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、住民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の協議・連携を図るうえでは、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うこととなっていることから、県からは恒常的な情報交換と必要な環境の整備等の支援を受けました。

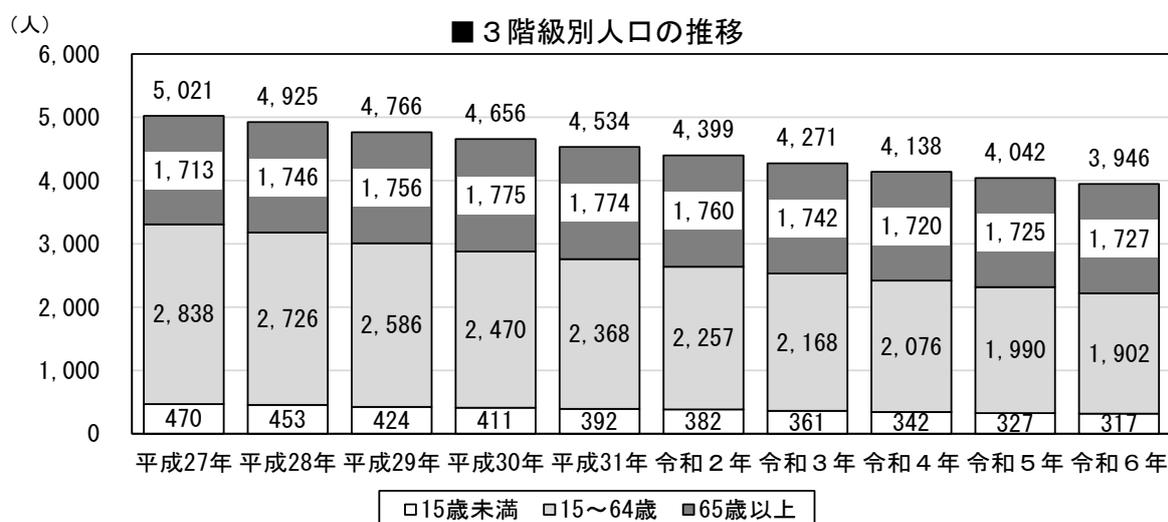
こども・子育て支援の実施にあたっては、住民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

## 第2章 こども・子育て支援の現状と課題

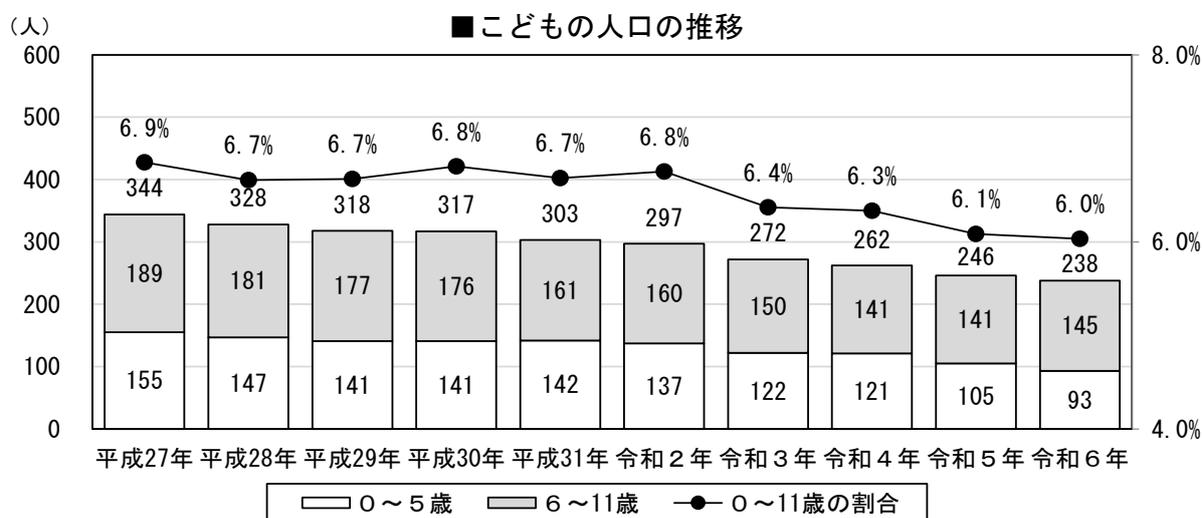
### 1 人口とこども人口の状況

#### (1) こども人口等の推移

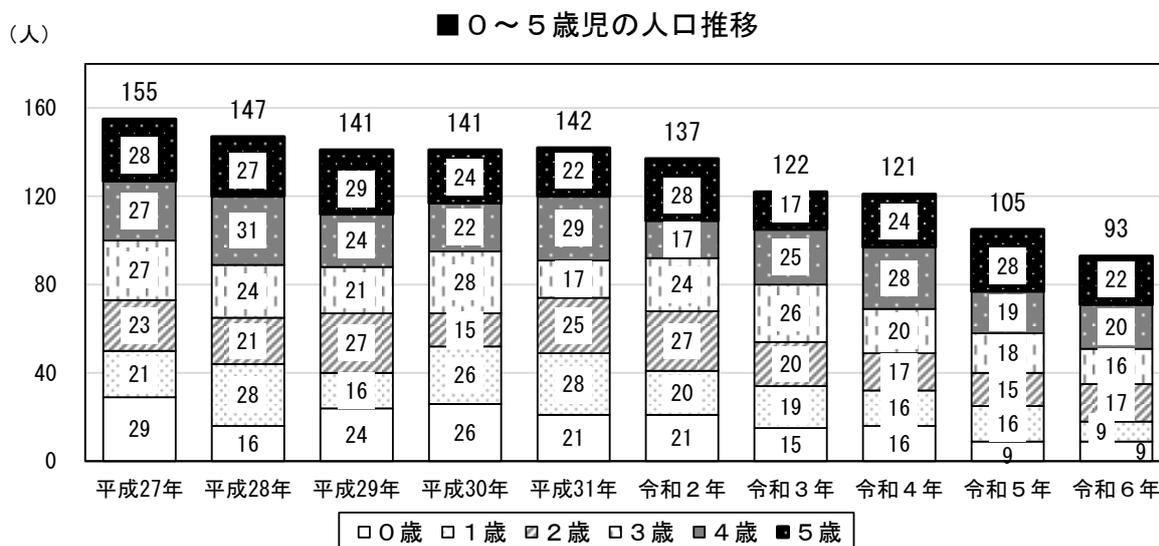
本村の人口は減少傾向で推移し、令和6年3月末では総人口は3,946人（15歳未満の年少人口は317人、15～64歳の生産年齢人口は1,902人、65歳以上の高齢者人口は1,727人）となっています。3階級別人口をみると、65歳以上は平成30年までは増加していましたが、平成31年に減少に転じ、令和4年以降は、ほぼ横ばいとなっています。また、15～64歳と15歳未満はおおむね減少傾向で推移しています。



こどもの人口（就学前児童及び小学生）は減少傾向で推移し、令和6年3月末では0～5歳は93人、6～11歳は145人となっており、総人口に占めるこどもの人口の割合は6.0%となっています。

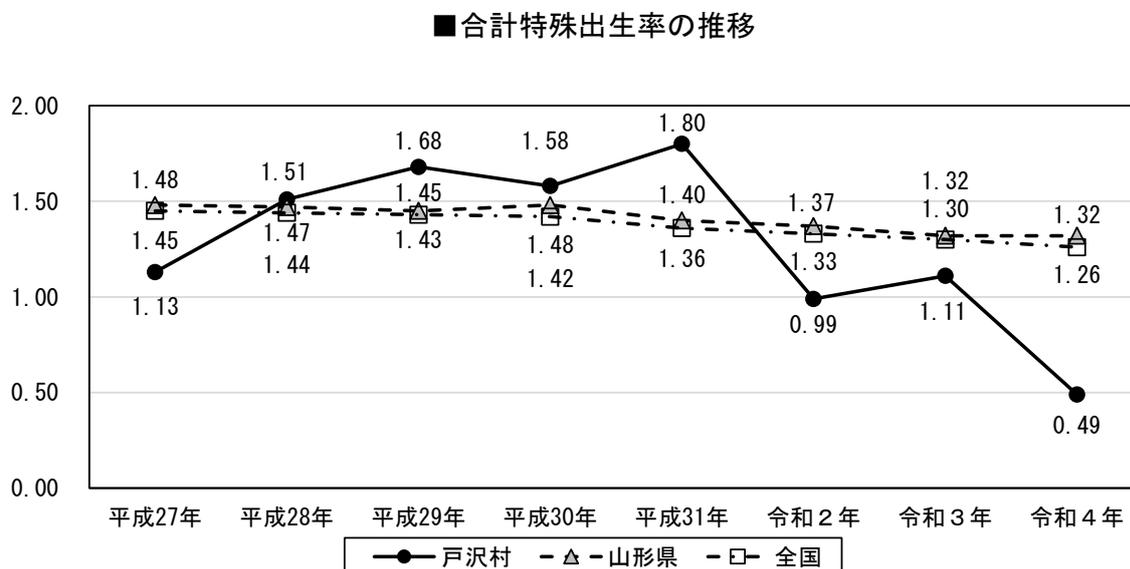


0～5歳の就学前児童の1歳ごとの人口は減少傾向で推移し、令和6年3月末では93人となっています。



## (2) 合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、年によって増減がありますが、令和2年以降は全国・県を下回った水準で推移しています。

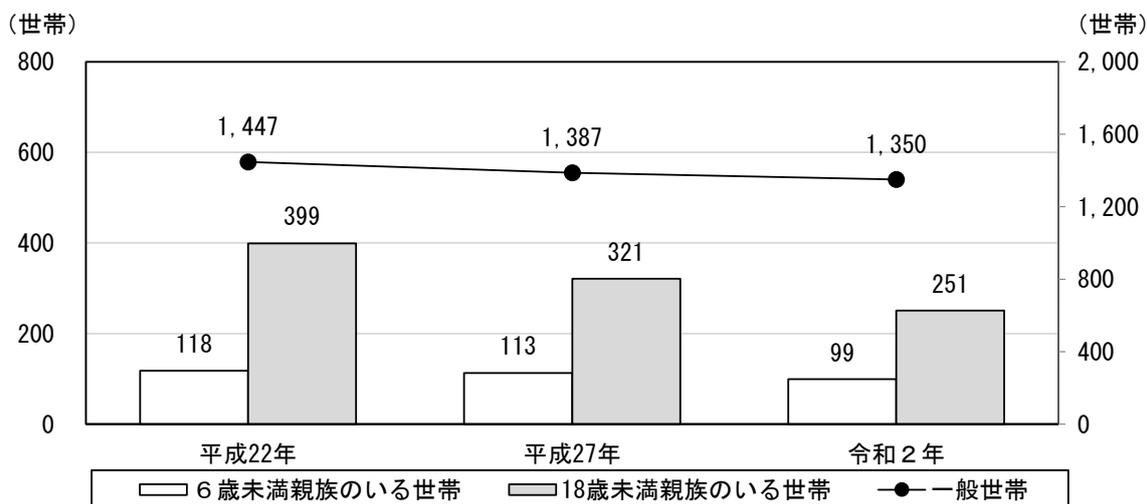


## 2 子育て世帯の状況

### (1) 子育て世帯の推移

平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

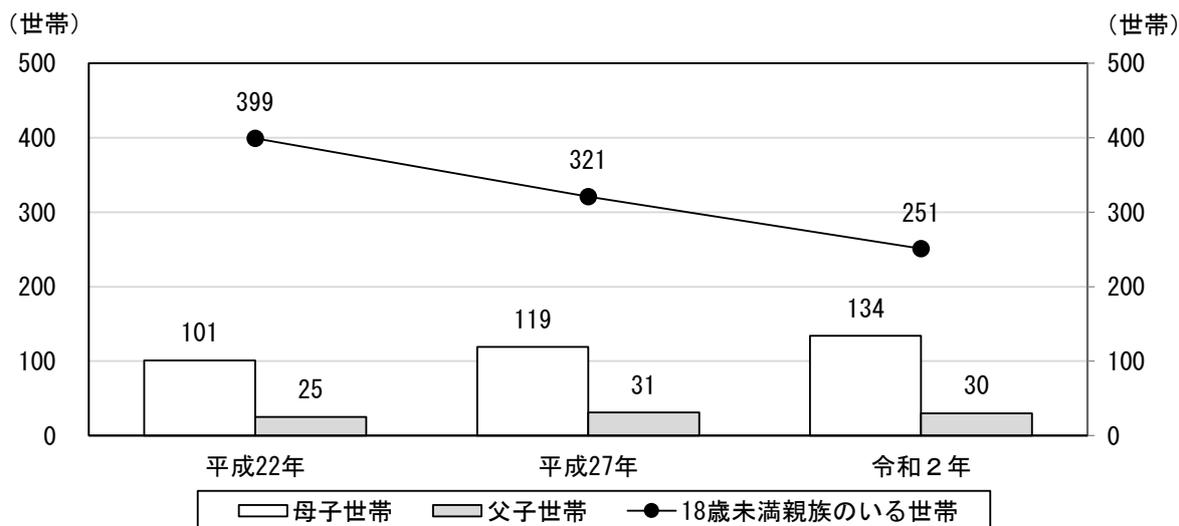
■子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、平成22年から令和2年のひとり親世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる全世帯数は減少している一方で、母子世帯は増加傾向で推移しています。父子世帯は30世帯程度で推移しています。

■ひとり親世帯の推移

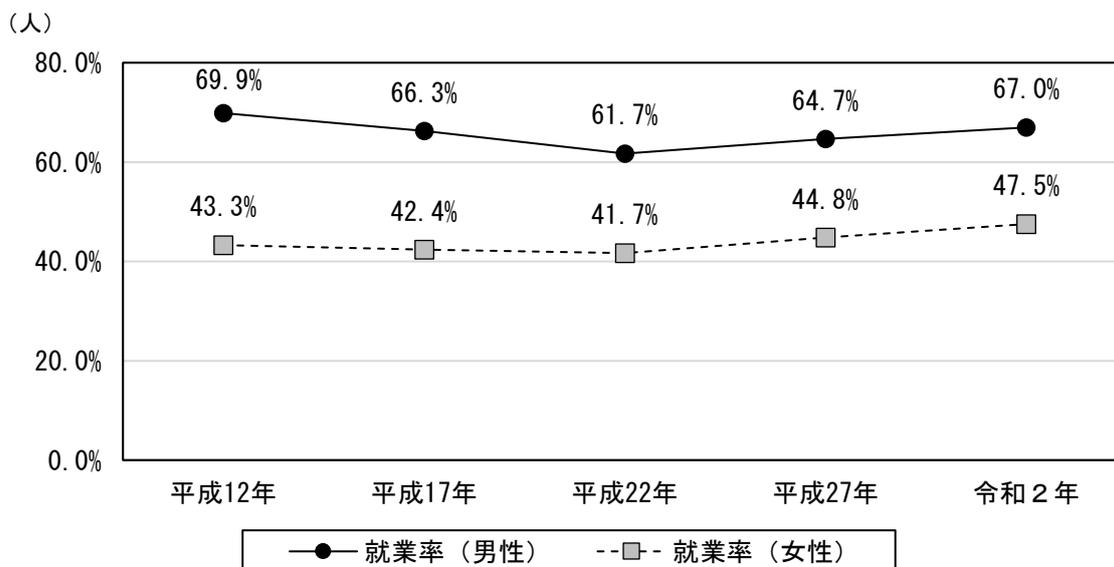


資料：国勢調査

## (2) 就業率の推移

本村の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。平成27年以降は男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

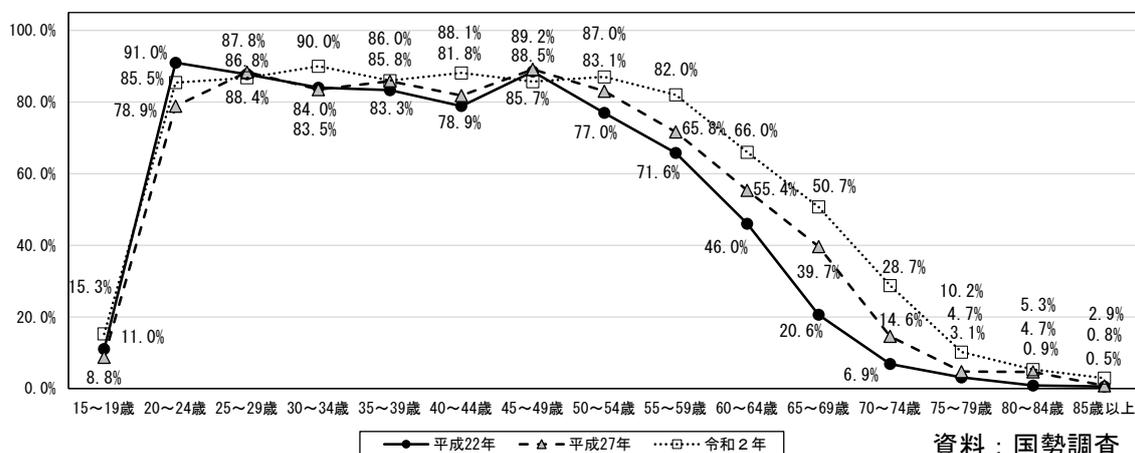
■男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前とこどもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成22年では20～24歳と45～49歳をダブルピークとしていました。平成27年ではピークは25～29歳と45～49歳となりますが、カーブはゆるやかに推移しています。令和2年では、30～34歳と40歳～44歳をダブルピークとしていますが、カーブはさらにゆるやかに推移しています。また、50歳以降の労働力率は、平成27年以前に比べて、令和2年は高くなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

### 3 アンケート調査

#### (1) 調査概要

##### ① 調査目的

本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や村の施策に対するご意見・ご要望を計画に反映させるために、就学前のお子さんと小学生のお子さんの保護者の皆様にアンケート調査を実施しました。

##### ② 調査方法

調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、「「就学前児童」保護者用アンケート調査票」及び「「小学生」保護者用アンケート調査票」の2種類の調査票を用いて実施しました。

調査票の配布・回収は、施設への配布及び郵送により実施しました。

なお、回答者の負担を減らすため、回答方法は以下のとおりとしています。

- ・就学前児童が2人以上の世帯：年齢の一番低いこども1人を対象に回答。
- ・小学生が2人以上の世帯：年齢の一番低いこども1人を対象に回答。
- ・就学前児童と小学生とで2人以上いる世帯…年齢の一番低いこどもそれぞれ1人を対象に合計2人分のみ回答。

##### ③ 調査期間

令和6年10月

##### ④ 調査種別と回収結果

調査種別	対象	配布数	回収数	回収率
「就学前児童」保護者用 アンケート調査票	就学前児童保護者	94 票	65 票	69.1%
「小学生」保護者用 アンケート調査票	小学生保護者	144 票	100 票	69.4%

(注) 「(2) こども・子育てに関するニーズ調査結果 (抜粋)」文中のパーセント表記については、整数処理を行い、小数点以下を四捨五入して表記しています。

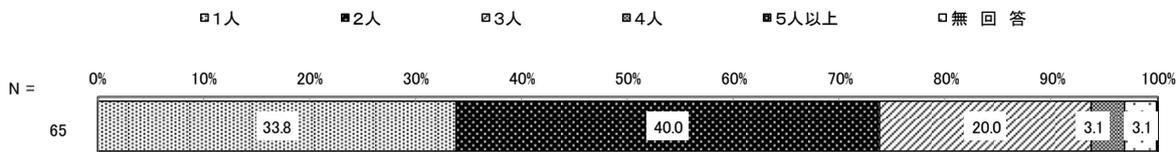
(注) 「(2) こども・子育てに関するニーズ調査結果 (抜粋)」のSAはシングルアンサーの略で単一回答を意味し、MAはマルチプルアンサーの略で複数回答を意味します。

(2) こども・子育てに関するニーズ調査結果（抜粋）

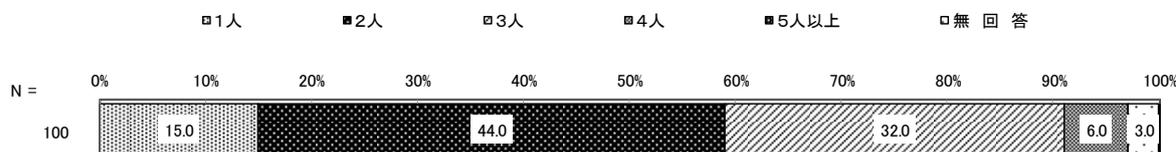
① お子さんご家族の状況について

ア こどもの人数（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「2人」が40%と多く、次いで「1人」が34%、「3人」が20%となっています。

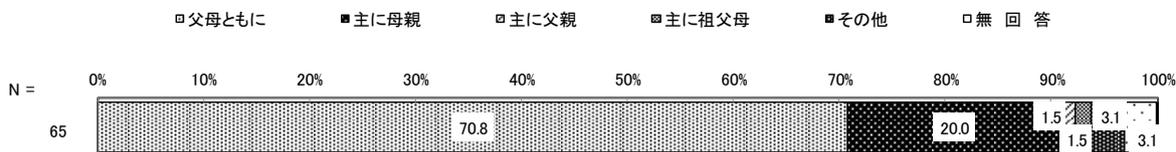


小学生児童調査では、「2人」が44%と多く、次いで「3人」が32%、「1人」が15%となっています。

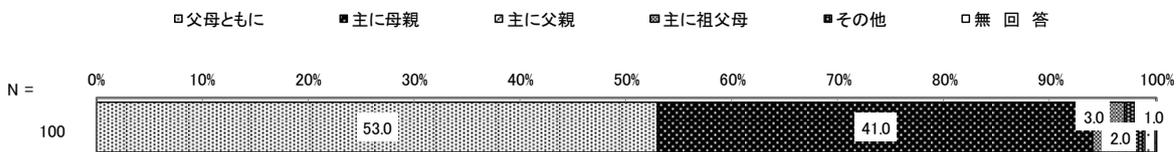


イ 主な育児者（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「父母ともに」が71%と多く、次いで「主に母親」が20%となっています。



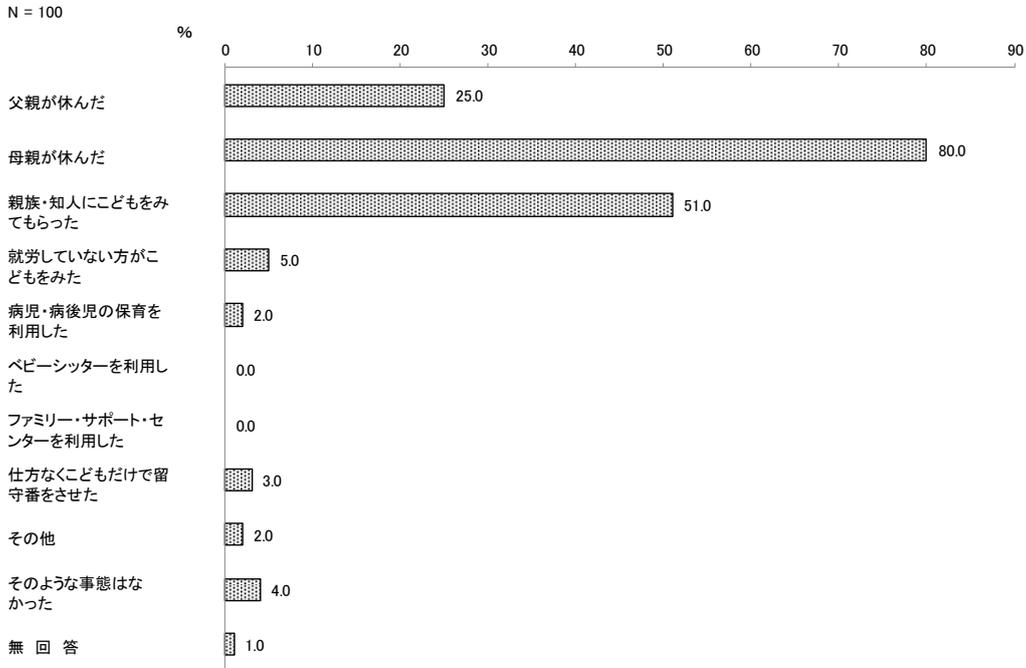
小学生児童調査では、「父母ともに」が53%と多く、次いで「主に母親」が41%となっています。



② お子さんの病気やけがの際の対応について

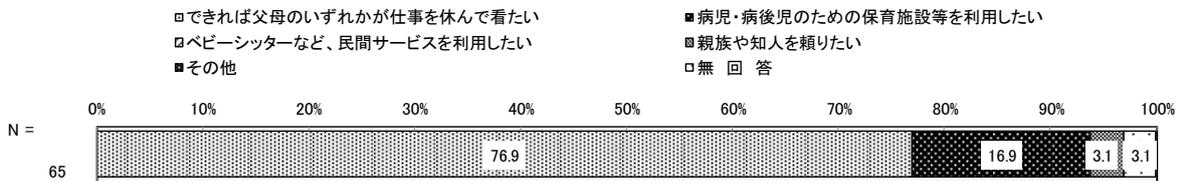
ア こどもが病気やけがの際の対処方法（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「母親が休んだ」が80%と多く、次いで「親族・知人にこどもをみてもらった」が51%、「父親が休んだ」が25%となっています。

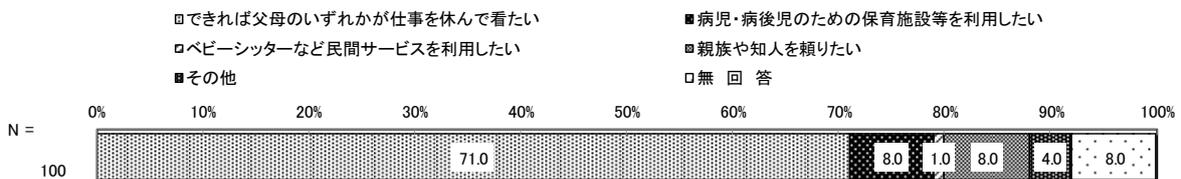


イ こどもが病気やけがの際に希望する対応（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が77%と多く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が17%となっています。



小学生児童調査では、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が71%と多く、次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」「親族や知人を頼りたい」がともに8%となっています。



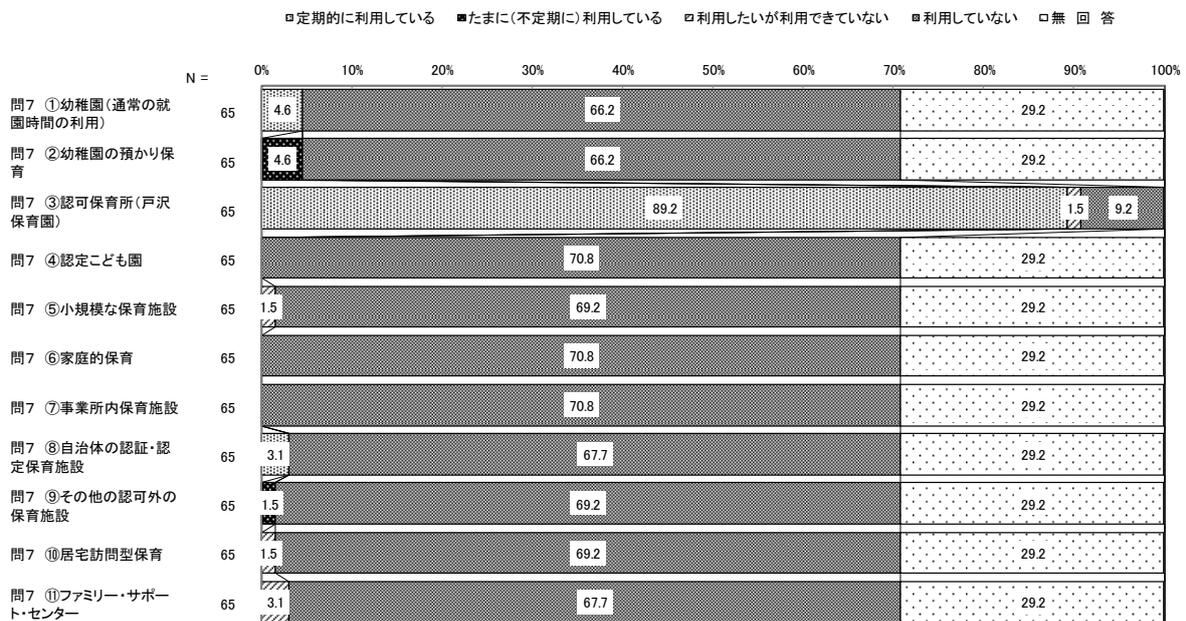
### ③ お子さんの教育・保育の利用状況について

#### ア 教育・保育事業の利用状況（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「定期的に利用している」事業は、「認可保育所（戸沢保育園）」が89%と多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が5%となっています。

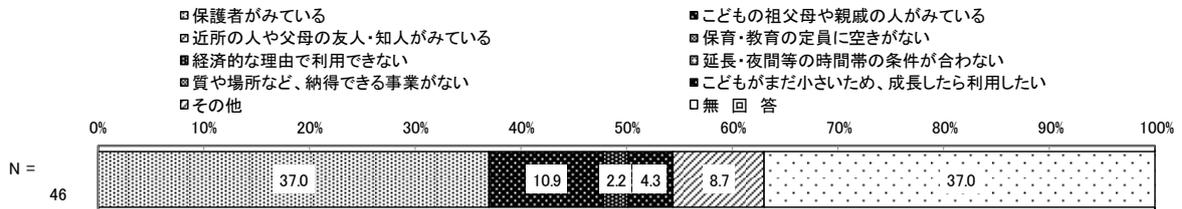
「たまに（不定期に）利用している」事業は、「幼稚園の預かり保育」が5%と多くなっています。

「利用していない」事業は、「認定こども園」「家庭的保育」「事業所内保育施設」がそれぞれ71%と多くなっています。



イ 教育・保育事業を利用していない理由等（SA）（就学前児童調査 独自設問）

「保護者がみている」が37%と多く、次いで「こどもの祖父母や親戚の人がみている」が11%となっています。



ウ 教育・保育事業の利用希望（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「平日」は、「認可保育所（戸沢保育園）」が71%と多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が6%となっています。

「こどもの長期休暇期間中」は、「認可保育所（戸沢保育園）」が15%と多くなっています。

「土曜日」は、「認可保育所（戸沢保育園）」が22%と多くなっています。

「日曜日・祝日」は、「認可保育所（戸沢保育園）」が5%となっています。

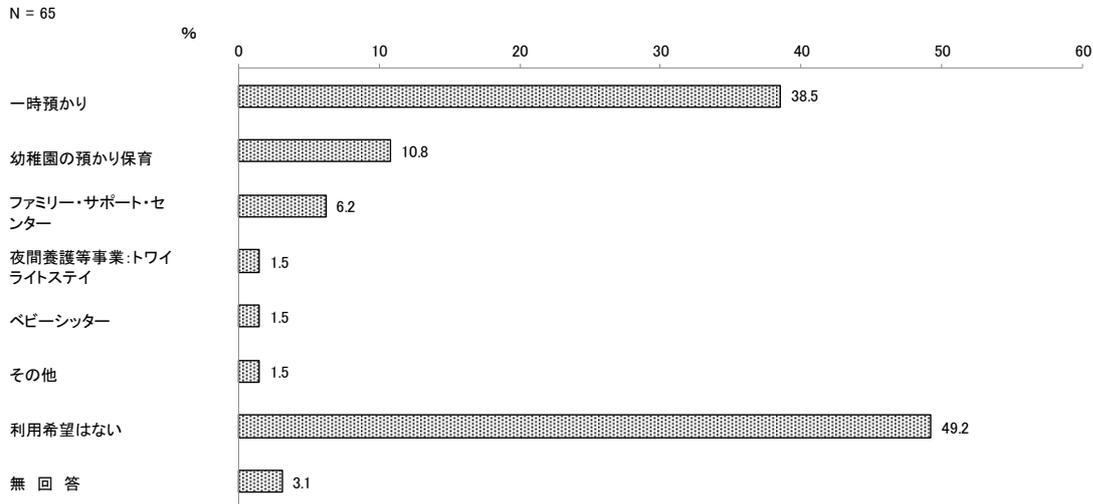
「利用希望はない」は、「認定こども園」「小規模な保育施設」「家庭的保育」「事業所内保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」がそれぞれ57%となっています。

N=65%	平日	こどもの長期休暇期間中	土曜日	日曜日・祝日	利用希望はない	無回答
幼稚園（通常の就園時間の利用）	6.2	-	1.5	-	52.3	41.5
幼稚園の預かり保育	1.5	4.6	-	-	52.3	41.5
認可保育所（戸沢保育園）	70.8	15.4	21.5	4.6	4.6	21.5
認定こども園	1.5	-	-	-	56.9	41.5
小規模な保育施設	-	1.5	1.5	1.5	56.9	41.5
家庭的保育	-	-	1.5	-	56.9	41.5
事業所内保育施設	-	-	1.5	-	56.9	41.5
自治体の認証・認定保育施設	1.5	-	1.5	-	56.9	41.5
その他の認可外の保育施設	-	1.5	1.5	-	55.4	41.5
居宅訪問型保育	-	-	3.1	3.1	53.8	41.5
ファミリー・サポート・センター	-	-	4.6	3.1	52.3	41.5

#### ④ お子さんの「不定期」な教育・保育の利用状況について

##### ア 不定期に利用したい一時預かり事業（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「利用希望はない」が49%と多く、次いで「一時預かり」が39%、「幼稚園の預かり保育」が11%となっています。



#### ⑤ お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

##### ア 地域の子育て支援事業の利用希望（SA）（就学前児童調査 独自設問）

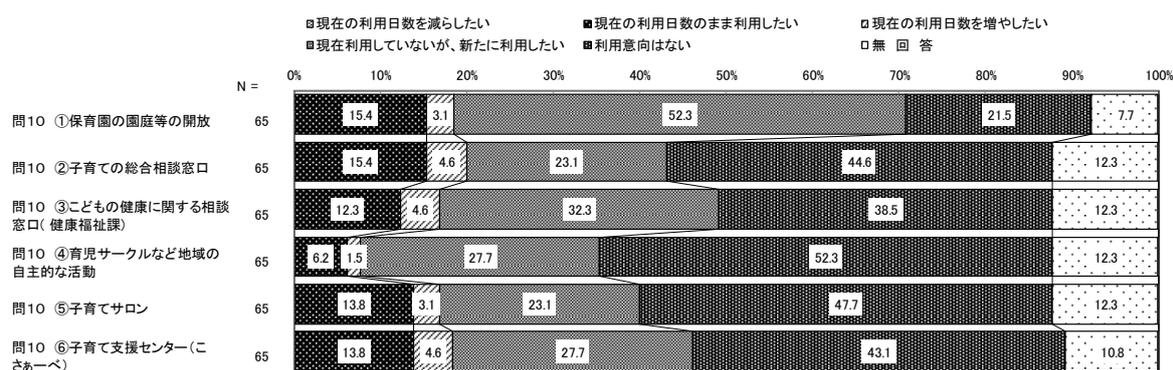
「現在の利用日数を減らしたい」事業は、回答がみられませんでした。

「現在の利用日数のまま利用したい」事業は、「保育園の園庭等の開放」「子育ての総合相談窓口」がともに15%と多く、次いで「子育てサロン」「子育て支援センター（こさあーべ）」がともに14%となっています。

「現在の利用日数を増やしたい」事業は、「子育ての総合相談窓口」「こどもの健康に関する相談窓口（健康福祉課）」「子育て支援センター（こさあーべ）」がそれぞれ5%となっています。

「現在利用していないが、新たに利用したい」事業は、「保育園の園庭等の開放」が52%と多く、次いで「こどもの健康に関する相談窓口（健康福祉課）」が32%、「育児サークルなど地域の自主的な活動」「子育て支援センター（こさあーべ）」がともに28%となっています。

「利用意向はない」事業は、「育児サークルなど地域の自主的な活動」が52%と多く、次いで「子育てサロン」が48%、「子育ての総合相談窓口」が45%となっています。



## ⑥ 放課後の過ごし方について

### ア 小学校低学年時の放課後等利用希望場所（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「放課後」は、「自宅」が60%と多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が46%、「放課後子ども教室」が26%となっています。

「土曜日」は、「自宅」が77%と多く、次いで「その他（公民館、公園など）」が28%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23%となっています。

「日曜・祝日」は、「自宅」が80%と多く、次いで「その他（公民館、公園など）」が26%、「祖父母宅や友人・知人宅」が23%となっています。

N=65 %	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ（学童保育）	ファミリー・サポート・センター	その他（公民館、公園など）	特になし	無回答
放課後	60.0	15.4	23.1	7.7	26.2	46.2	1.5	12.3	-	10.8
土曜日	76.9	23.1	16.9	3.1	3.1	3.1	3.1	27.7	-	15.4
日曜・祝日	80.0	23.1	7.7	4.6	1.5	-	-	26.2	-	15.4

### イ 放課後に過ごさせたい場所（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「1～3年生」は、「自宅」が56%と多く、次いで「放課後児童クラブ」が39%、「習い事」が21%となっています。

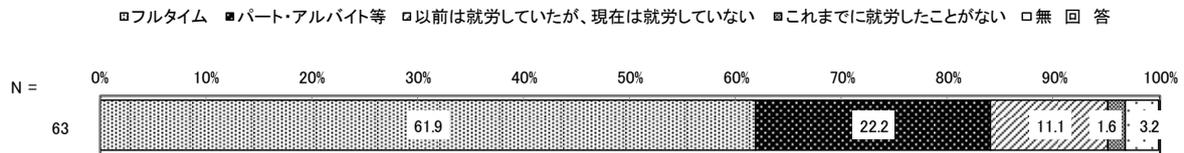
「4～6年生」は、「自宅」が53%と多く、次いで「習い事」が20%、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」がそれぞれ9%となっています。

N=100 %	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事	児童館	放課後子ども教室	放課後児童クラブ	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
1～3年生	56.0	14.0	21.0	3.0	10.0	39.0	-	12.0	24.0
4～6年生	53.0	9.0	20.0	3.0	9.0	9.0	-	11.0	41.0

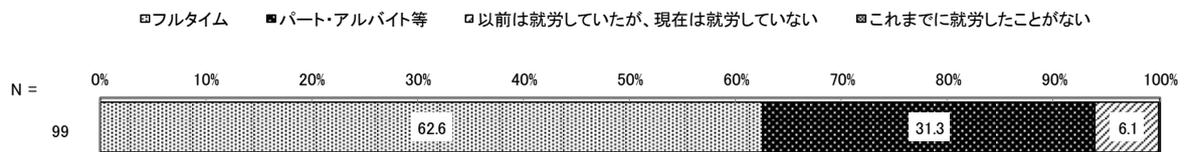
⑦ 保護者の就労状況・職場の両立支援について

ア 母親の就労状況（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「フルタイム」が62%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が22%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が11%となっています。

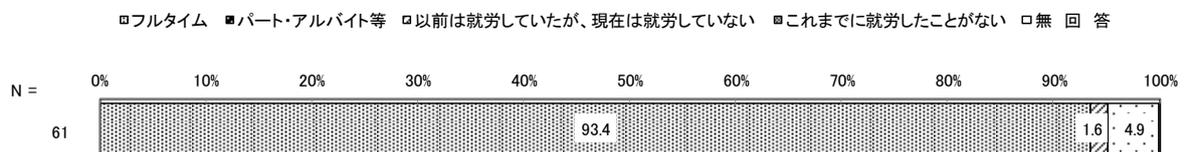


小学生児童調査では、「フルタイム」が63%と多く、次いで「パート・アルバイト等」が31%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6%となっています。

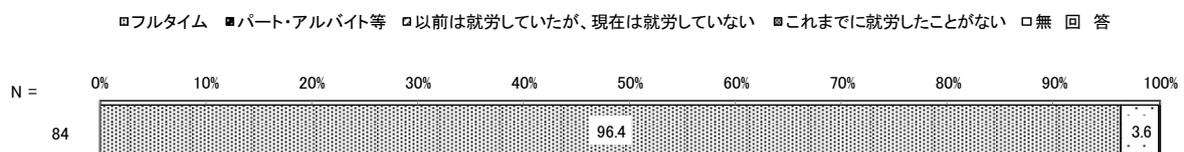


イ 父親の就労状況（SA）

就学前児童調査では、「フルタイム」が93%と多くなっています。

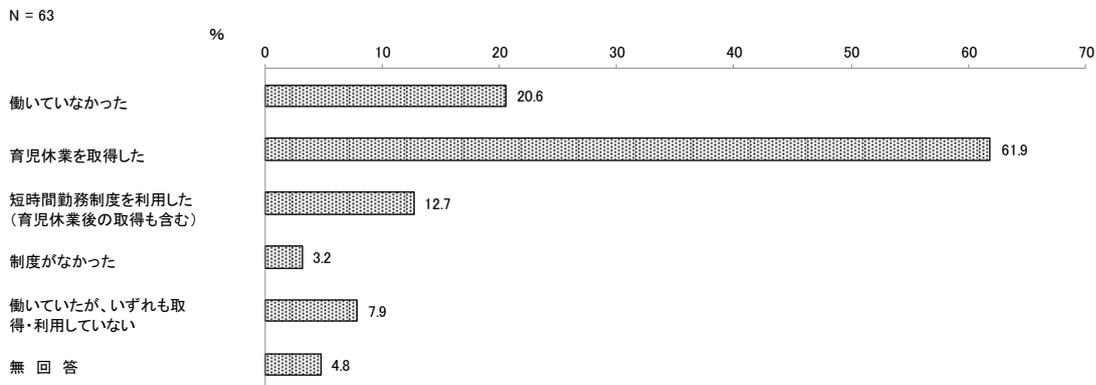


小学生児童調査では、「フルタイム」が96%と多くなっています。



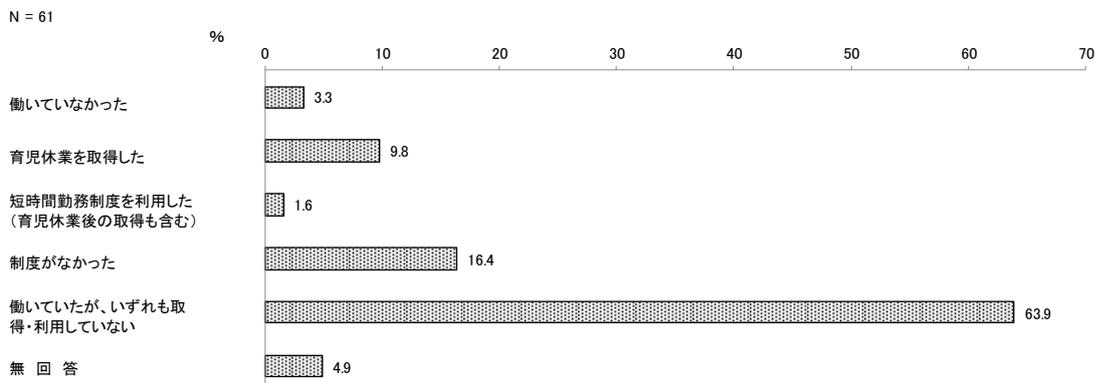
### ウ 母親の育児休業制度等の取得状況（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「育児休業を取得した」が62%と多く、次いで「働いていなかった」が21%、「短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）」が13%となっています。



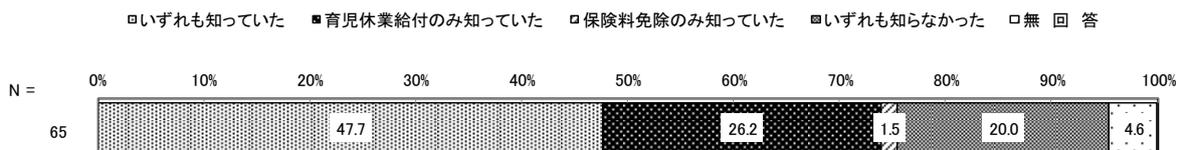
### エ 父親の育児休業制度等の取得状況（MA）（就学前児童調査 独自設問）

「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が64%と多く、次いで「制度がなかった」が16%、「育児休業を取得した」が10%となっています。



### オ 育児休業給付、保険料免除の認知（SA）（就学前児童調査 独自設問）

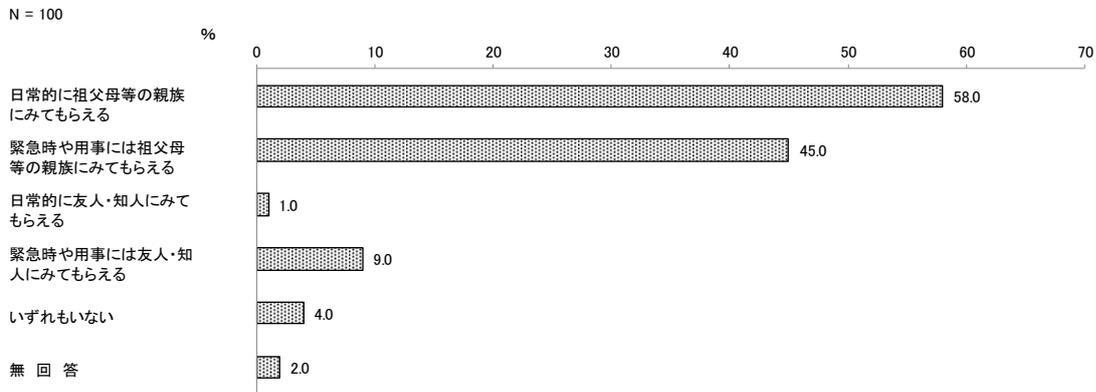
「いずれも知っていた」が48%と多く、次いで「育児休業給付のみ知っていた」が26%、「いずれも知らなかった」が20%となっています。



## ⑧ こどもの育ちをめぐる環境について

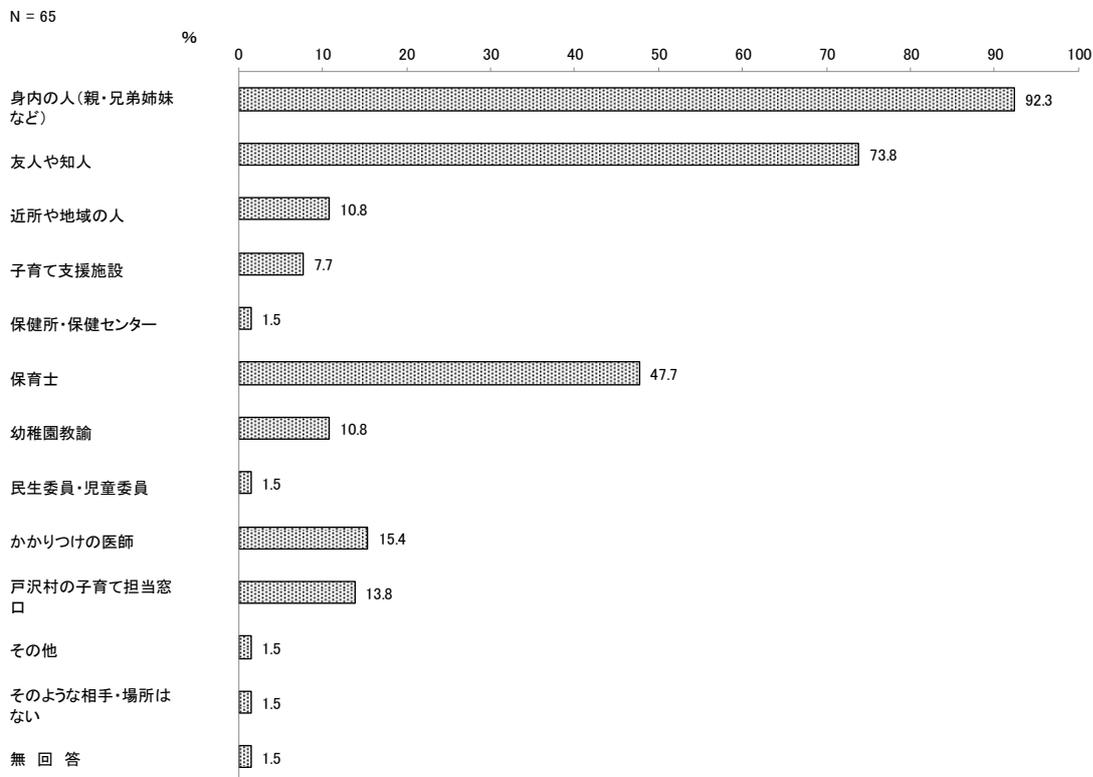
### ア こどもをみてもらえる親族・知人の有無（MA）（小学生児童調査 独自設問）

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が58%と多く、次いで「緊急時や用事には祖父母等の親族にみてもらえる」が45%、「緊急時や用事には友人・知人にみてもらえる」が9%となっています。

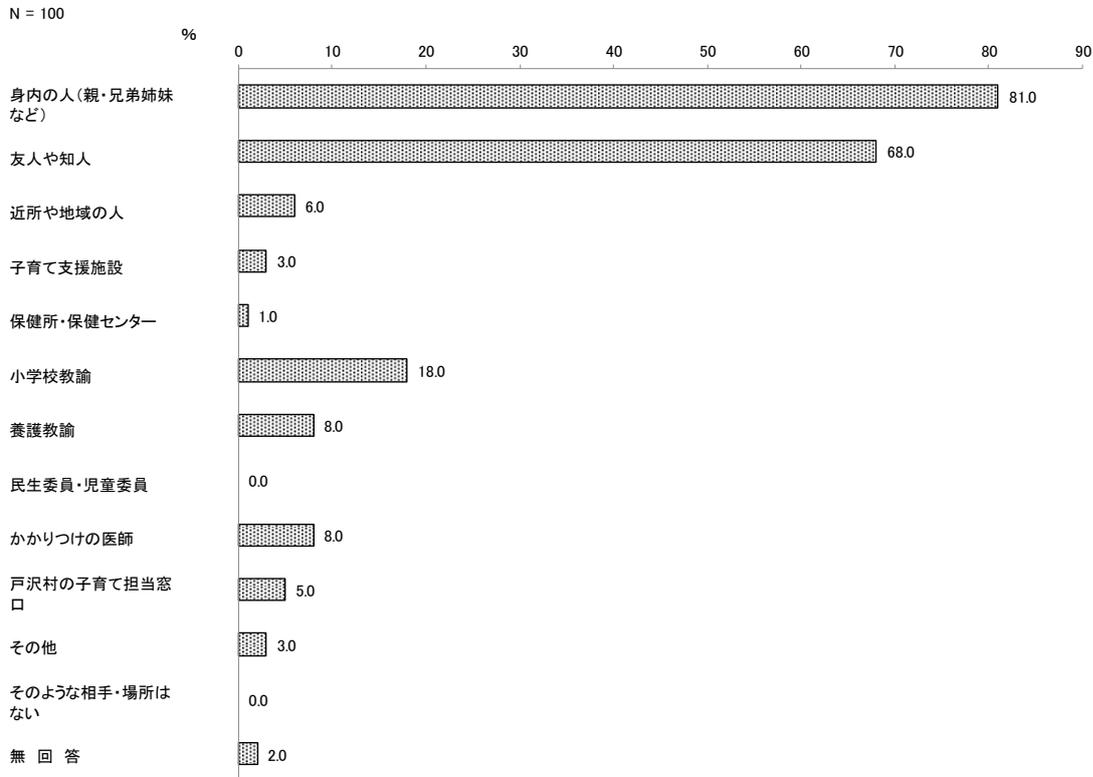


### イ 子育て等の相談先（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が92%と多く、次いで「友人や知人」が74%、「保育士」が48%となっています。

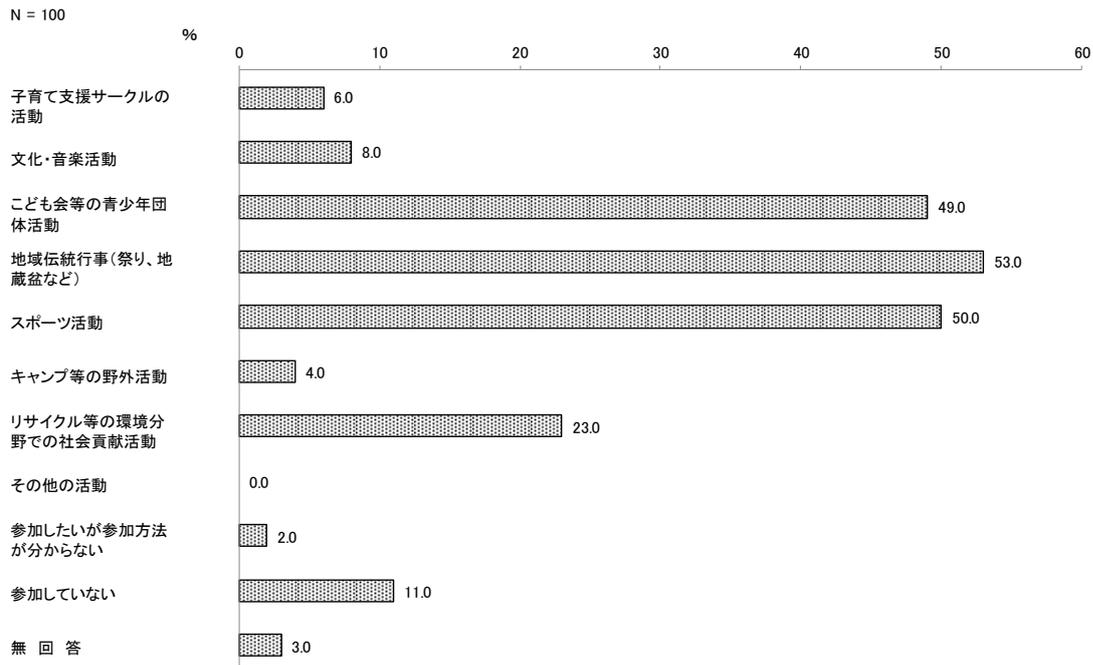


小学生児童調査では、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が81%と多く、次いで「友人や知人」が68%、「小学校教諭」が18%となっています。



### ウ こどもの催しへの参加状況（MA）（小学生児童調査 独自設問）

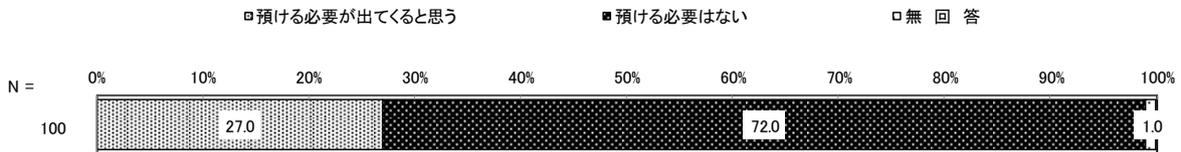
「地域伝統行事（祭り、地蔵盆など）」が53%と多く、次いで「スポーツ活動」が50%、「こども会等の青少年団体活動」が49%となっています。



⑨ お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

ア 宿泊を伴う一時預かりの必要な可能性（S A）（小学生児童調査 独自設問）

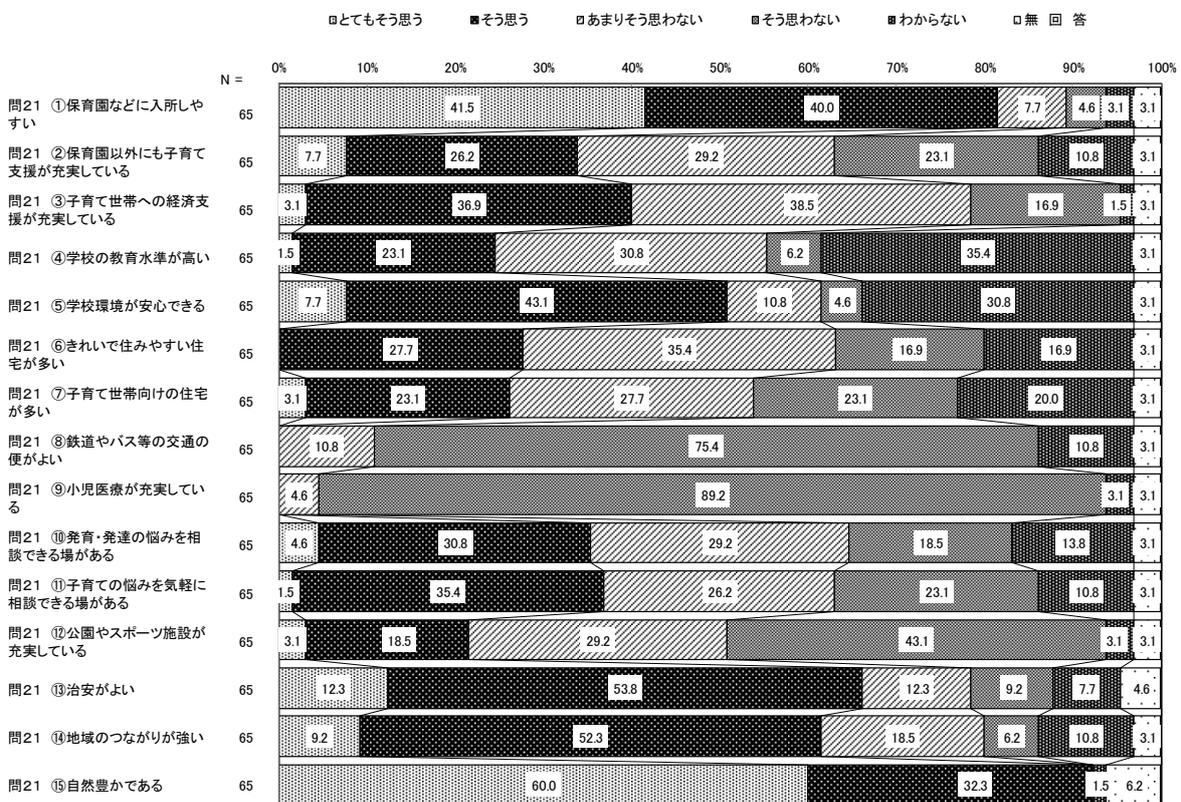
「預ける必要はない」が72%、「預ける必要が出てくると思う」が27%となっています。



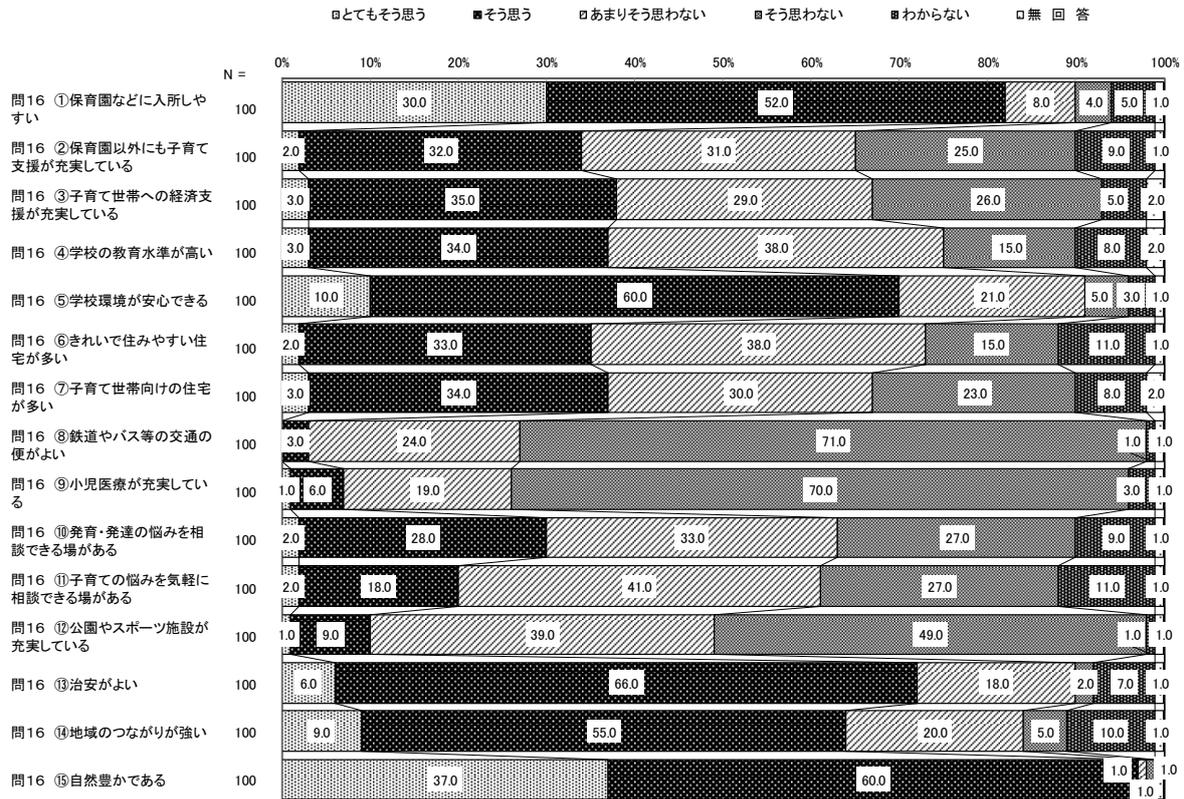
⑩ 子育て環境全般への評価や意向について

ア 戸沢村の子育て環境について（S A）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が92%と多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が82%、「治安がよい」が66%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「小児医療が充実している」が94%と多く、次いで「鉄道やバス等の交通の便がよい」が86%、「公園やスポーツ施設が充実している」が72%となっています。

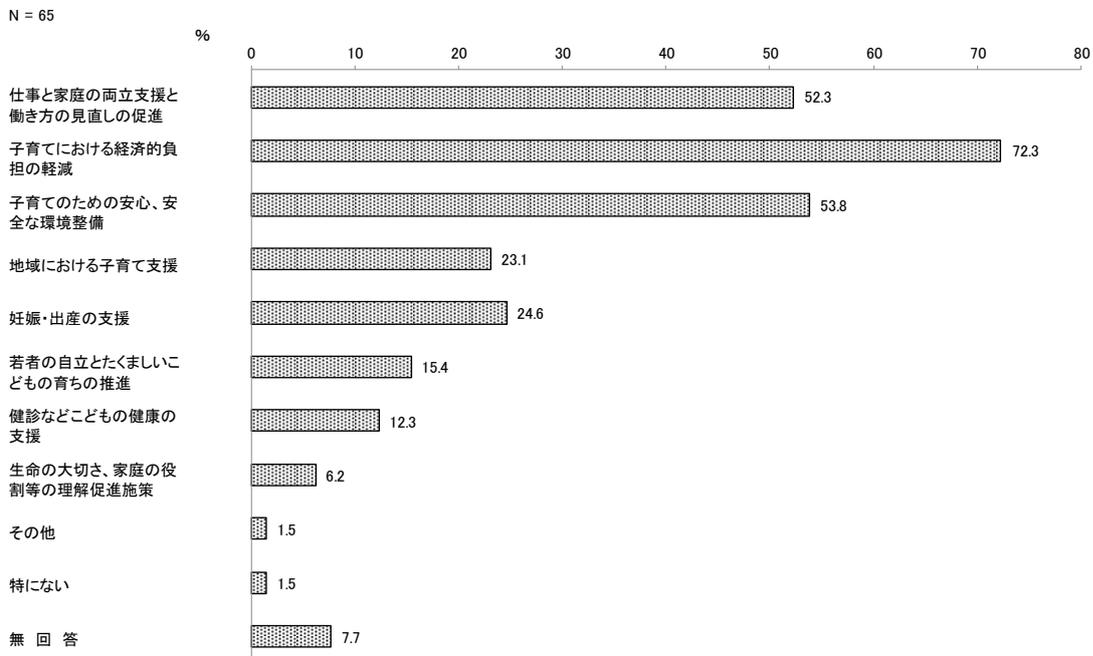


小学生児童調査では、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせた『そう思う項目』は、「自然豊かである」が97%と多く、次いで「保育園などに入所しやすい」が82%、「治安がよい」が72%となっています。一方、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた『そう思わない項目』は、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が95%と多く、次いで「小児医療が充実している」が89%、「公園やスポーツ施設が充実している」が88%となっています。

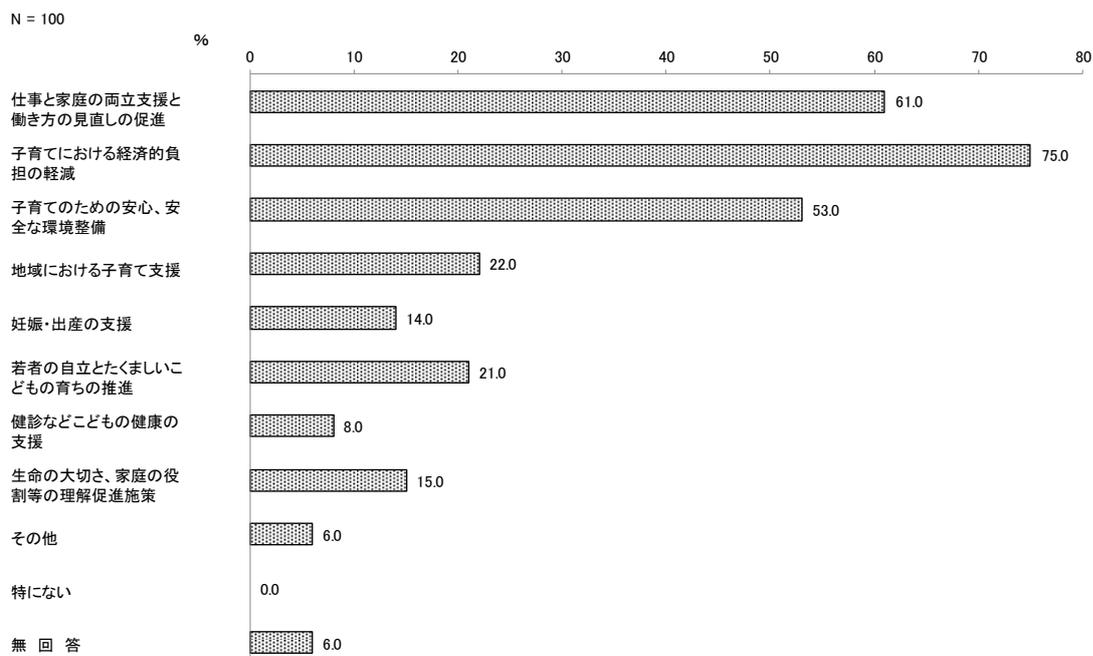


## イ 望ましい子育て支援施策（3MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が72%と多く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」が54%、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が52%となっています。

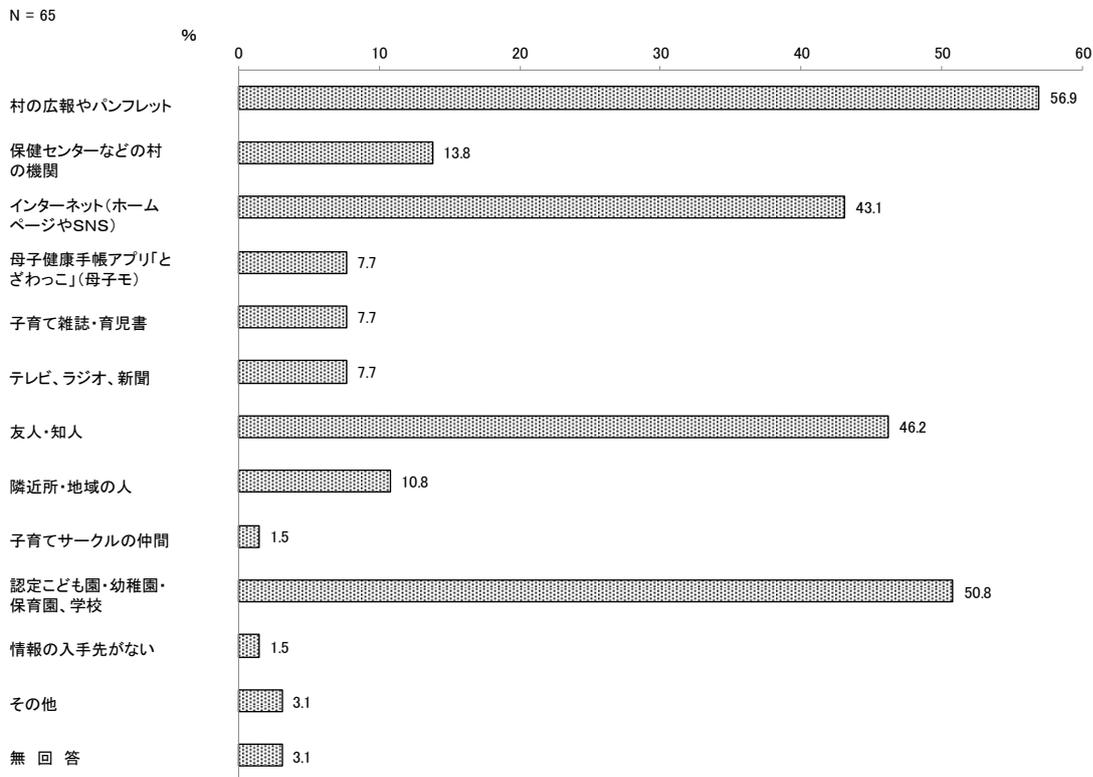


小学生児童調査では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が75%と多く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が61%、「子育てのための安心、安全な環境整備」が53%となっています。

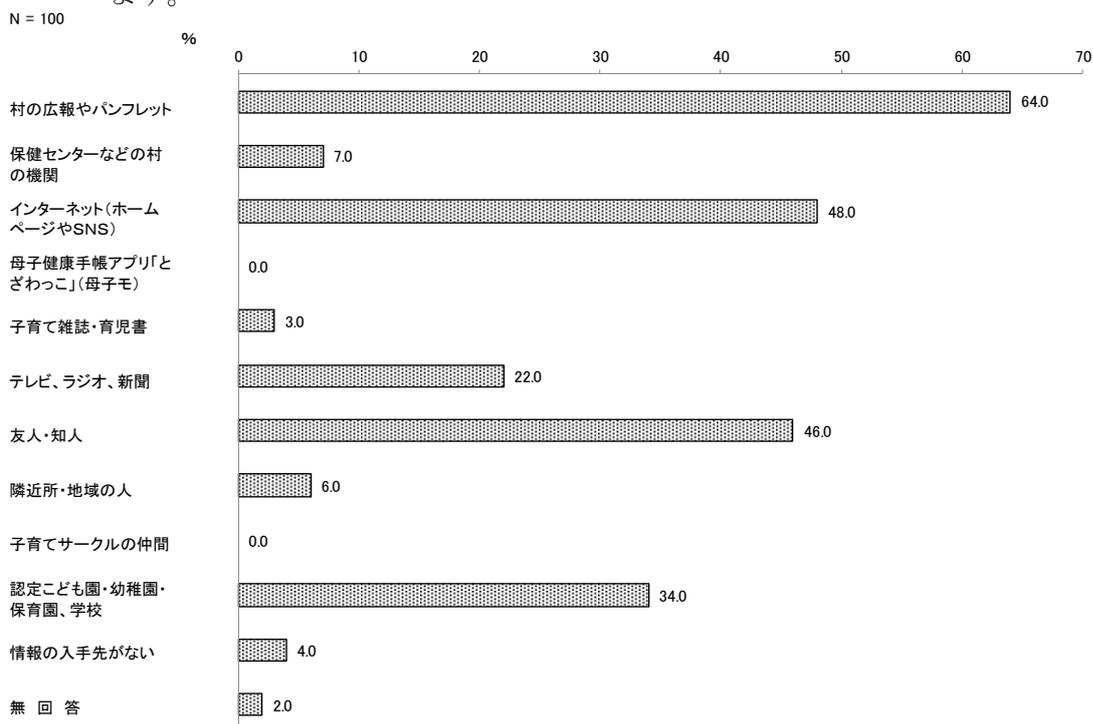


## ウ 子育て情報の入手先（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「村の広報やパンフレット」が57%と多く、次いで「認定こども園・幼稚園・保育園、学校」が51%、「友人・知人」が46%となっています。



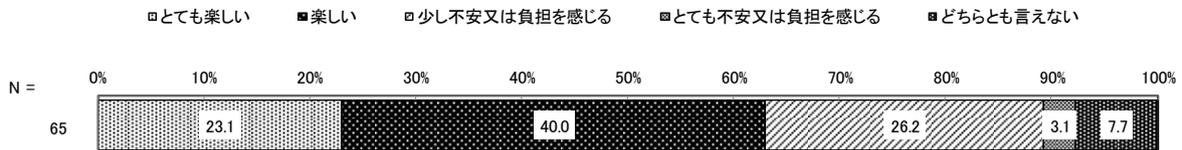
小学生児童調査では、「村の広報やパンフレット」が64%と多く、次いで「インターネット(ホームページやSNS)」が48%、「友人・知人」が46%となっています。



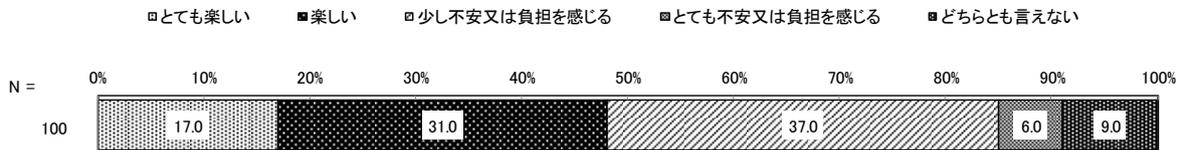
## ⑪ 子育ての不安や負担について

### ア 子育てへの総括的な気持ち（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「楽しい」が40%と多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が26%、「とても楽しい」が23%となっています。

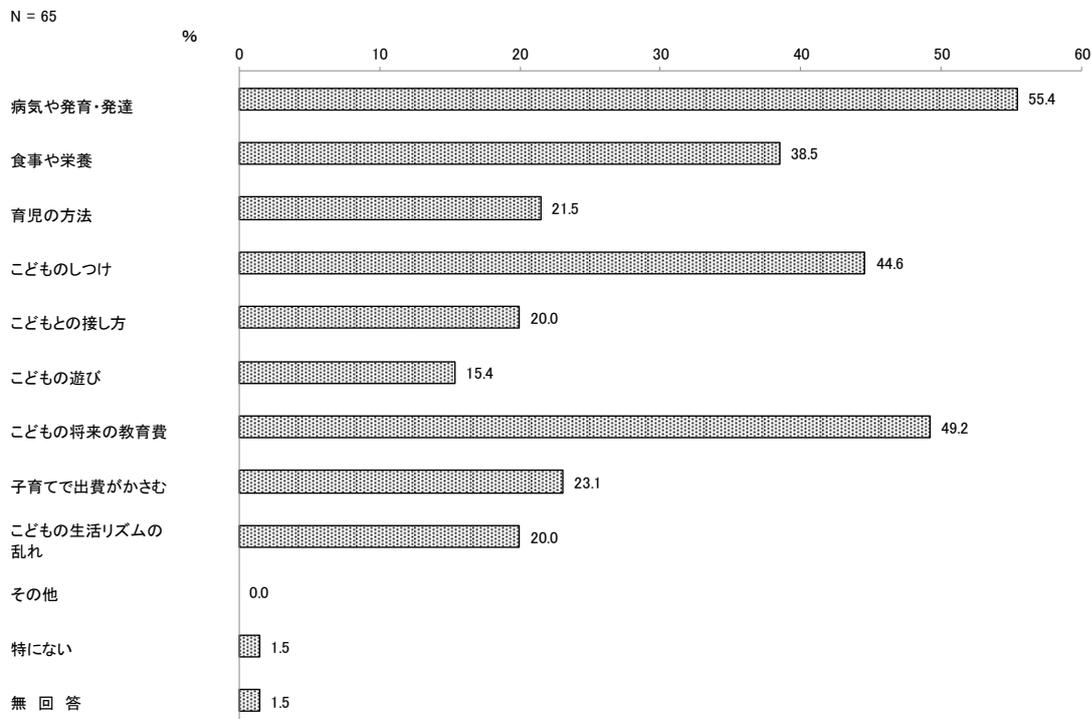


小学生児童調査では、「少し不安又は負担を感じる」が37%と多く、次いで「楽しい」が31%、「とても楽しい」が17%となっています。

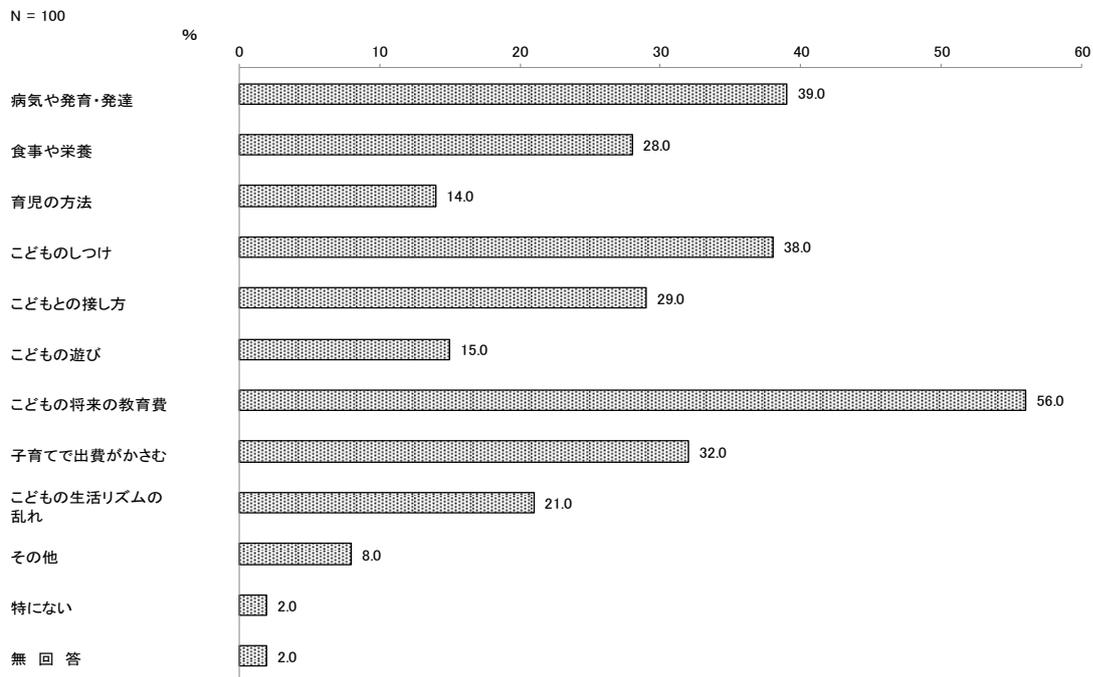


### イ 子育てでのこどもに関する悩み、不安（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「病気や発育・発達」が55%と多く、次いで「こどもの将来の教育費」が49%、「こどものしつけ」が45%となっています。

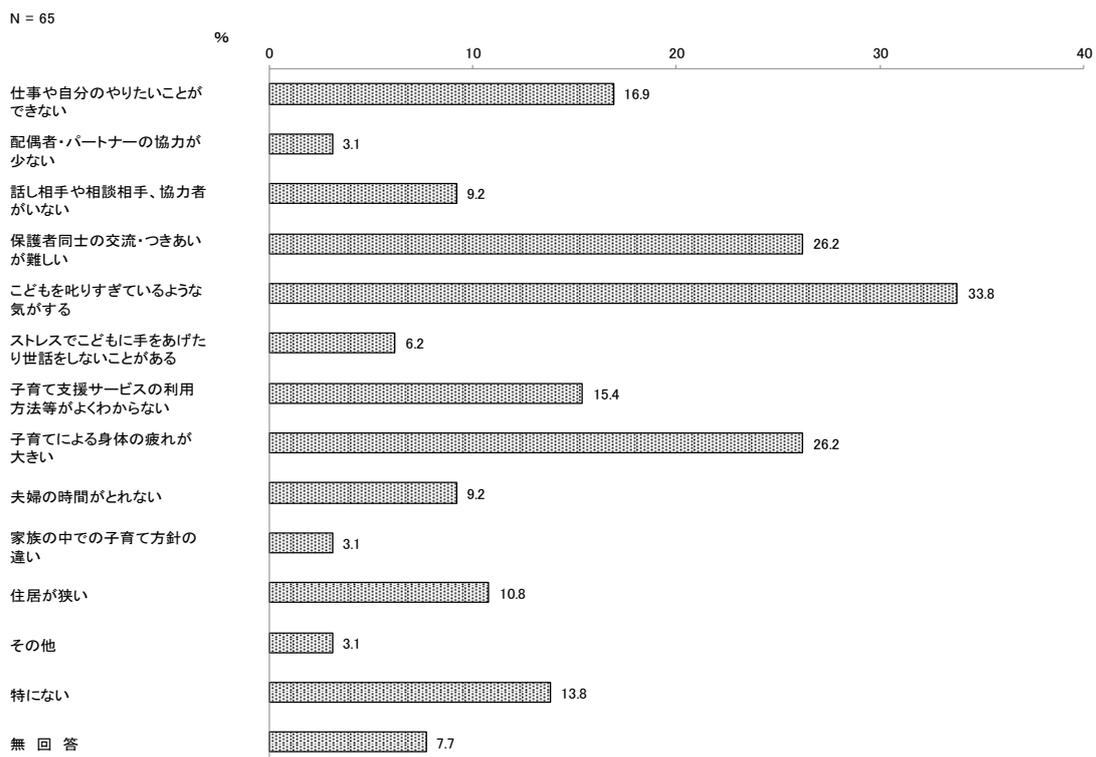


小学生児童調査では、「こどもの将来の教育費」が56%と多く、次いで「病気や発育・発達」が39%、「こどものしつけ」が38%となっています。

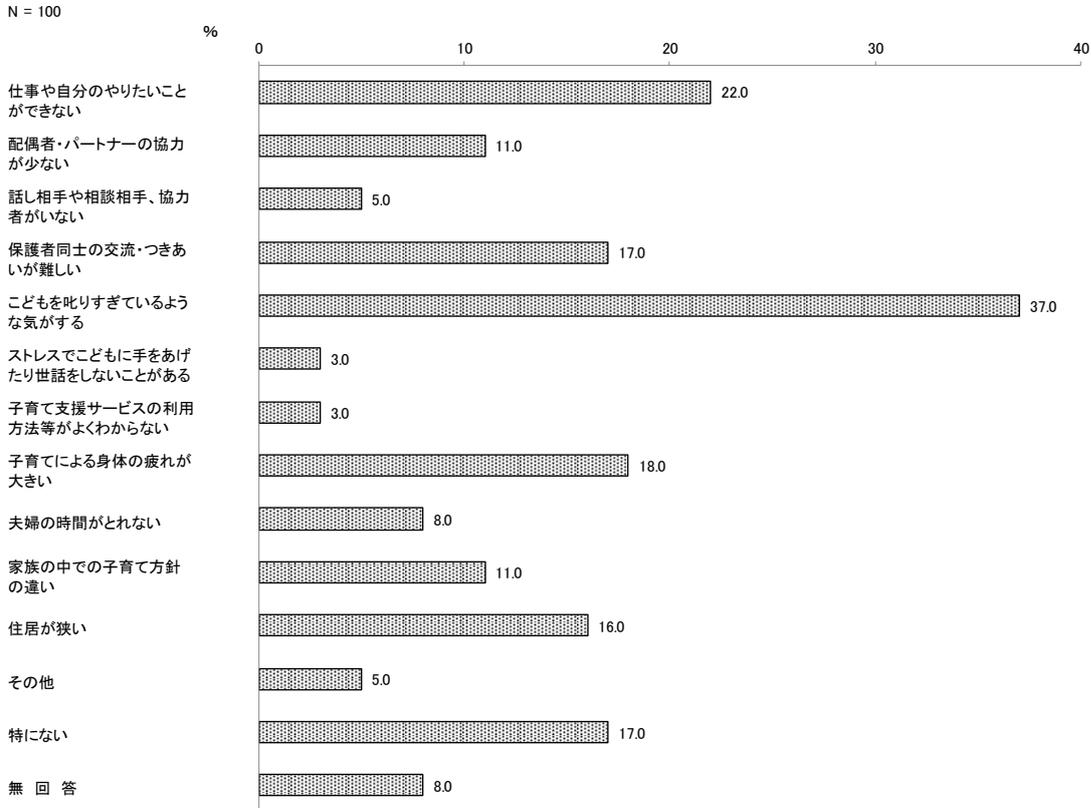


#### ウ 子育てでの保護者に関する悩み、不安 (MA) (就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問)

就学前児童調査では、「こどもを叱りすぎているような気がする」が34%と多く、次いで「保護者同士の交流・つきあいが難しい」「子育てによる身体の疲れが大きい」がともに26%となっています。

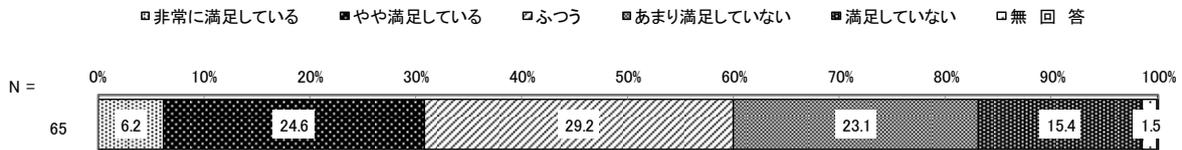


小学生児童調査では、「こどもを叱りすぎているような気がする」が37%と多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が22%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が18%となっています。

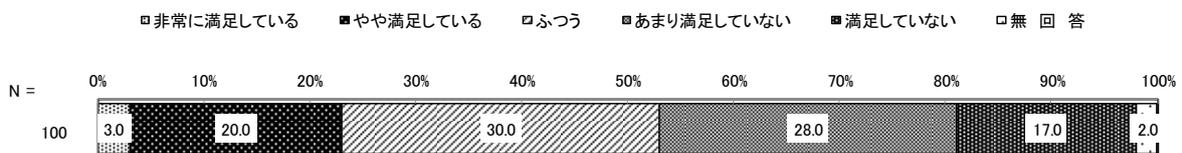


## エ 村の子育て環境や支援への満足度（S A）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「ふつう」が29%と多く、次いで「やや満足している」が25%、「あまり満足していない」が23%となっています。



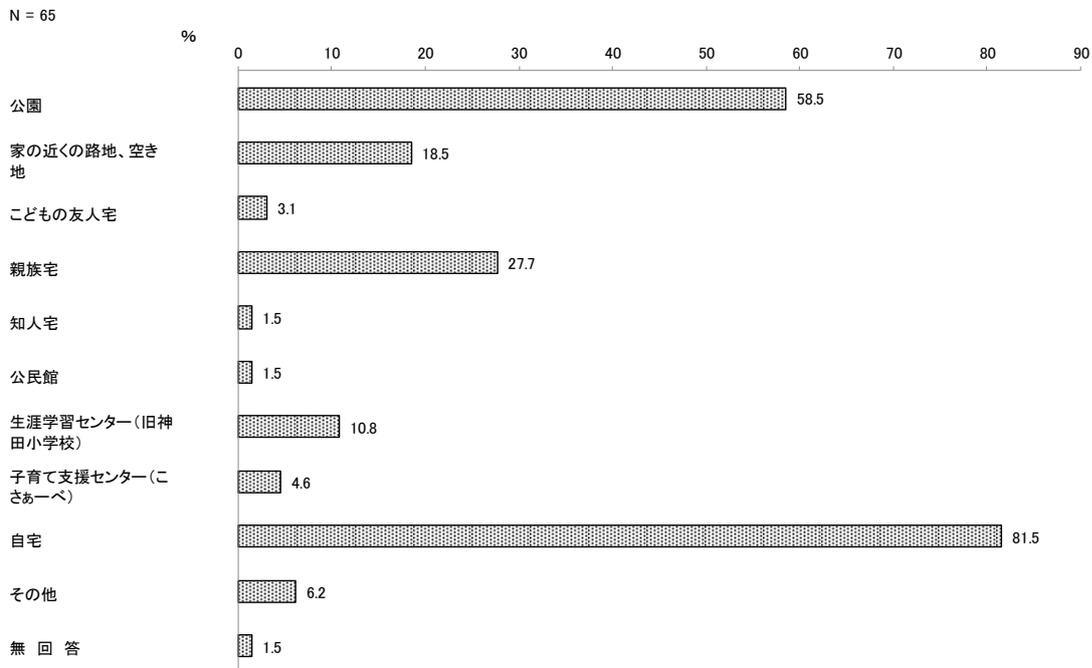
小学生児童調査では、「ふつう」が30%と多く、次いで「あまり満足していない」が28%、「やや満足している」が20%となっています。



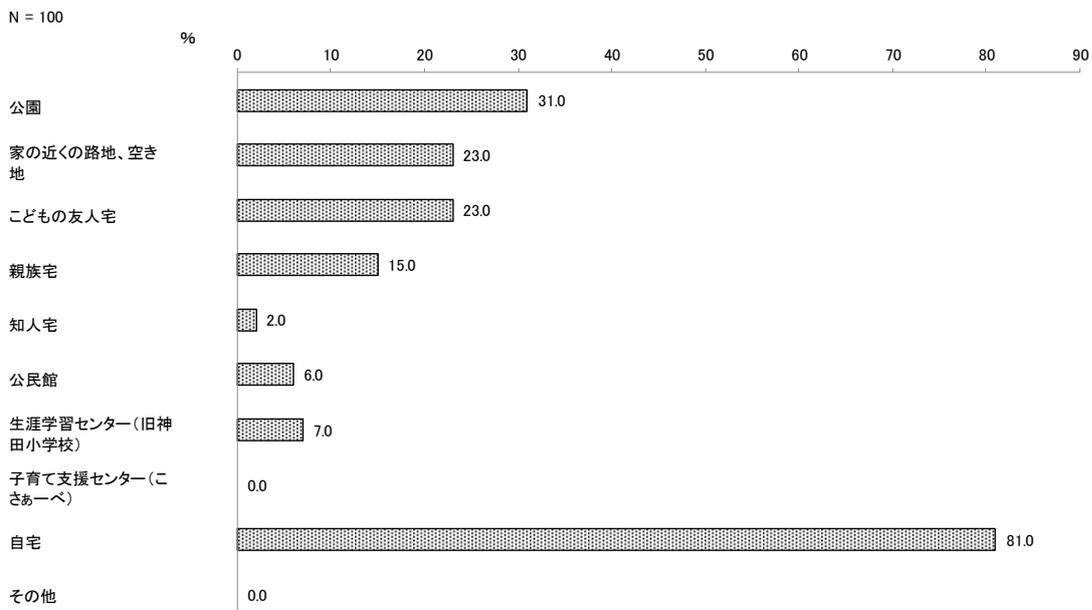
⑫ こどもの居場所について

ア 学校等以外で日中遊ぶ場所（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「自宅」が82%と多く、次いで「公園」が59%、「親族宅」が28%となっています。

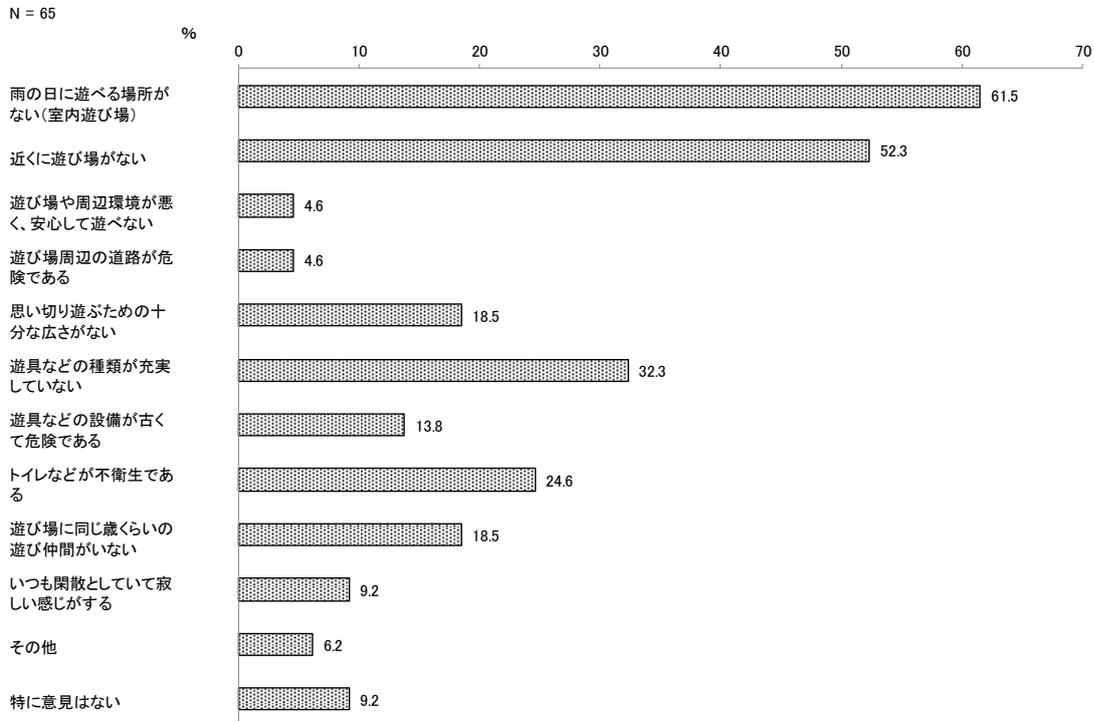


小学生児童調査では、「自宅」が81%と多く、次いで「公園」が31%、「家の近くの路地、空き地」「こどもの友人宅」がともに23%となっています。

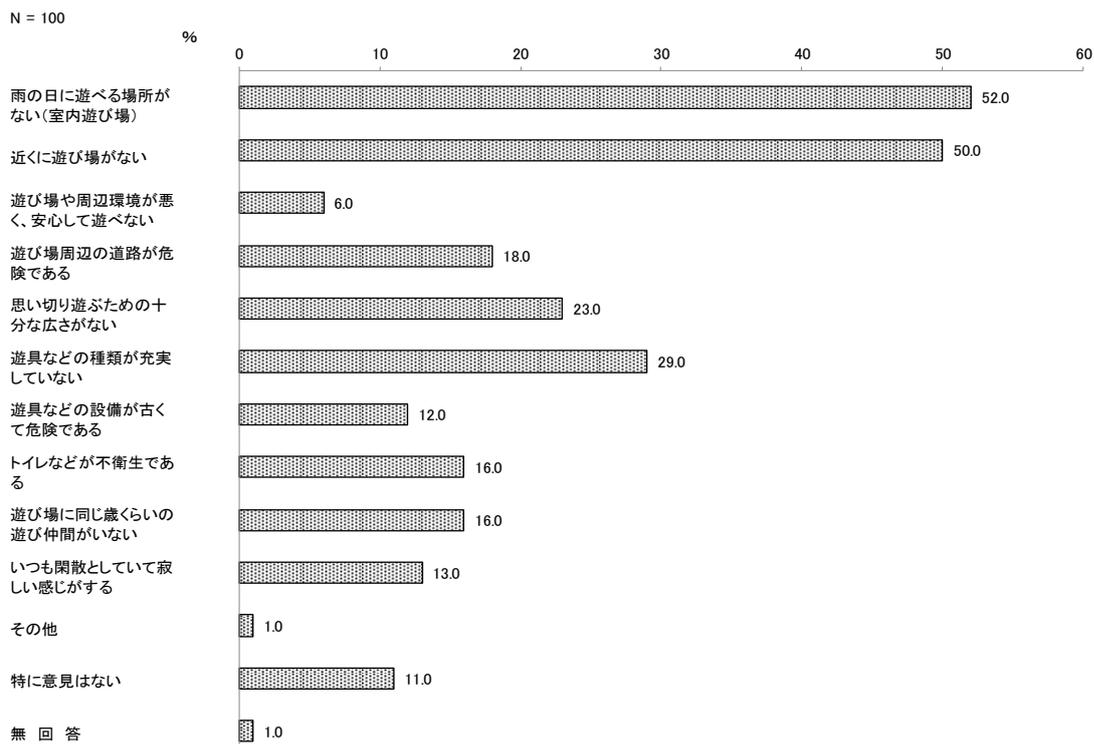


## イ こどもの遊び場で困ること（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない（室内遊び場）」が62%と多く、次いで「近くに遊び場がない」が52%、「遊具などの種類が充実していない」が32%となっています。

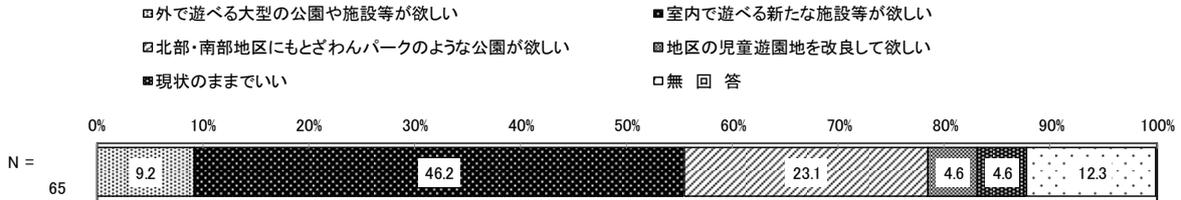


小学生児童調査では、「雨の日に遊べる場所がない（室内遊び場）」が52%と多く、次いで「近くに遊び場がない」が50%、「遊具などの種類が充実していない」が29%となっています。

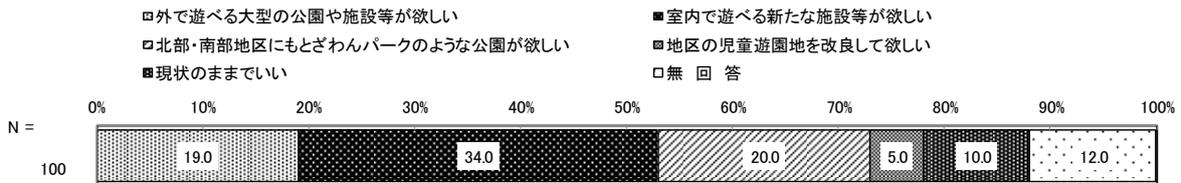


ウ 村のこどもの遊び場等で一番望むこと（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「室内で遊べる新たな施設等が欲しい」が46%と多く、次いで「北部・南部地区にもとざわんパークのような公園が欲しい」が23%、「外で遊べる大型の公園や施設等が欲しい」が9%となっています。

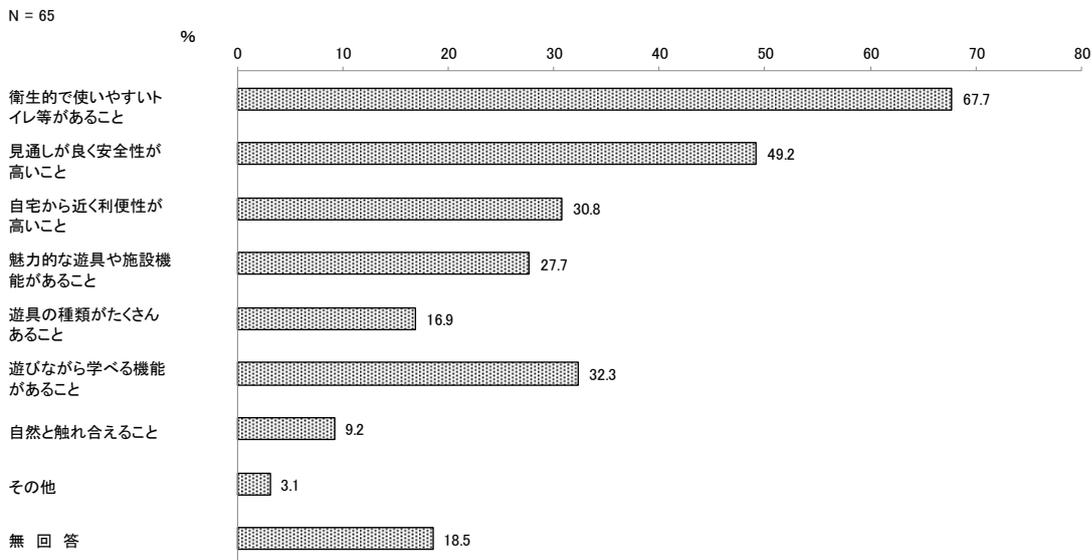


小学生児童調査では、「室内で遊べる新たな施設等が欲しい」が34%と多く、次いで「北部・南部地区にもとざわんパークのような公園が欲しい」が20%、「外で遊べる大型の公園や施設等が欲しい」が19%となっています。

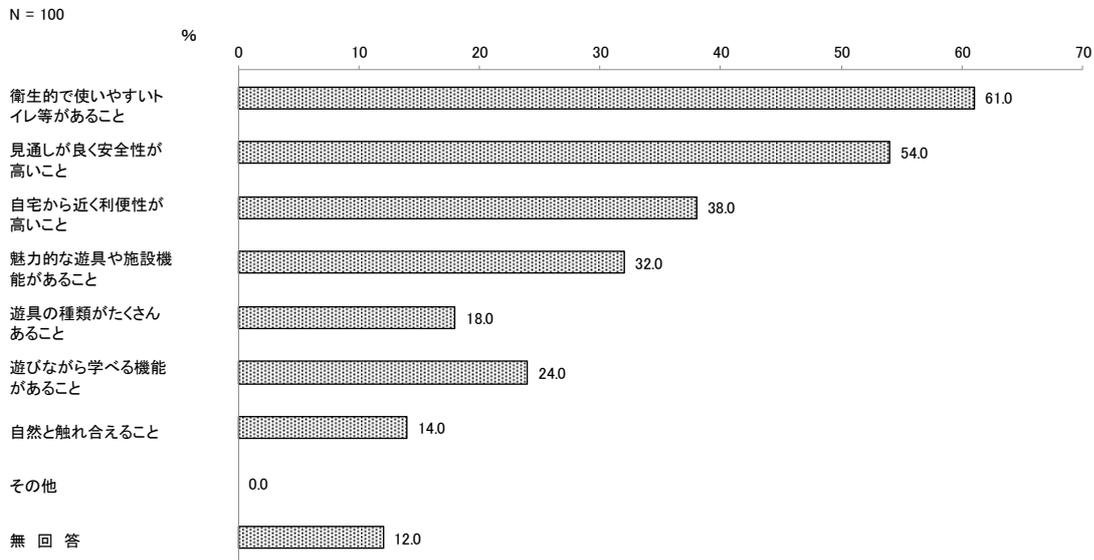


エ こどもの遊び場に重視する点（3MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「衛生的で使いやすいトイレ等があること」が68%と多く、次いで「見通しが良く安全性が高いこと」が49%、「遊びながら学べる機能があること」が32%となっています。



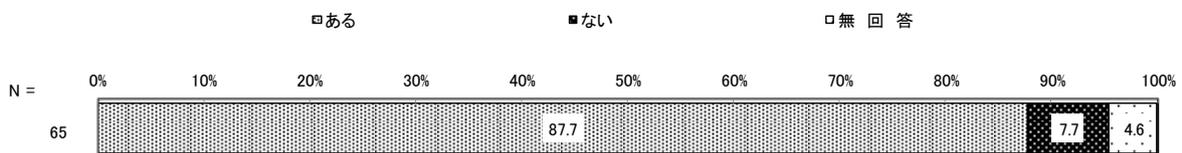
小学生児童調査では、「衛生的で使いやすいトイレ等があること」が61%と多く、次いで「見通しが良く安全性が高いこと」が54%、「自宅から近く利便性が高いこと」が38%となっています。



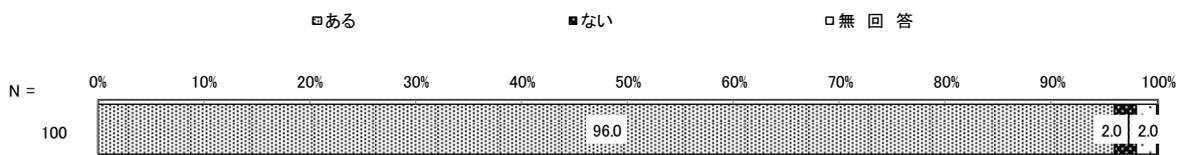
### ⑬ こどもへのスマホやネットの影響について

ア こどもにスマホ等を与えることの有無（SA）（就学前児童調査・小学生児童調査共通設問）

就学前児童調査では、「ある」が88%、「ない」が8%となっています。

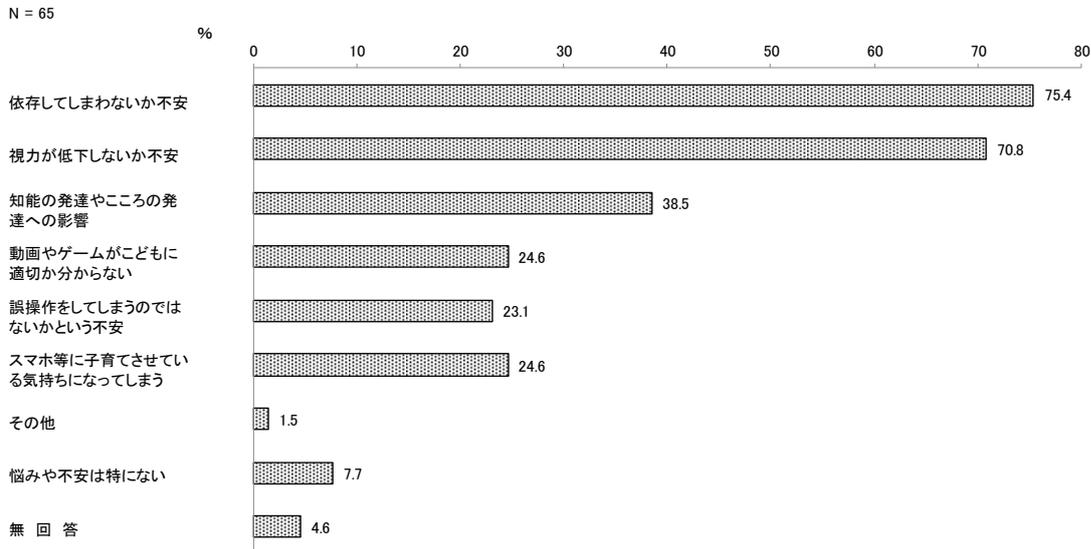


小学生児童調査では、「ある」が96%と多くなっています。

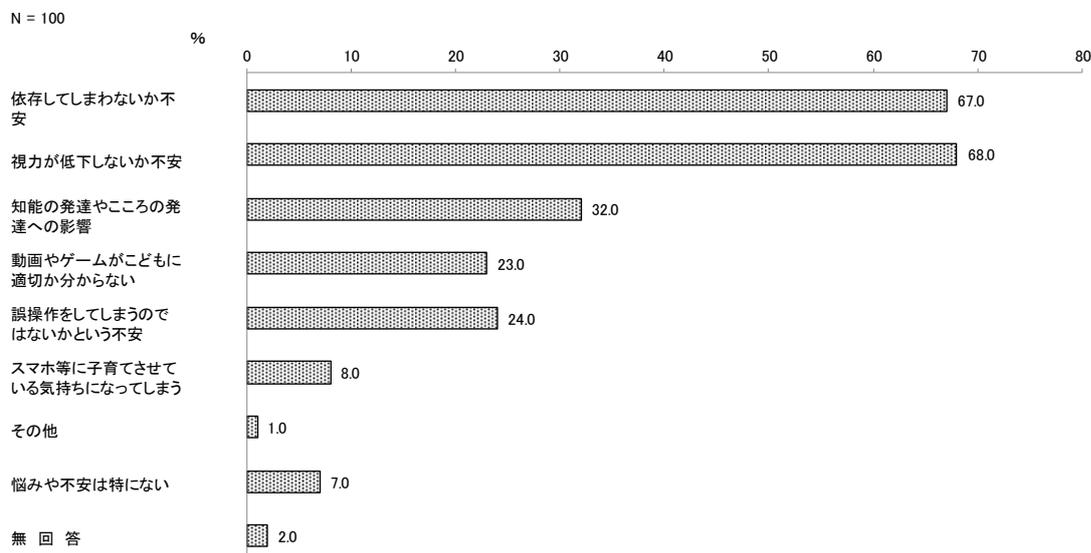


## イ こどもがスマホ等を使用する悩みや不安（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「依存してしまわないか不安」が75%と多く、次いで「視力が低下しないか不安」が71%、「知能の発達やこころの発達への影響」が39%となっています。

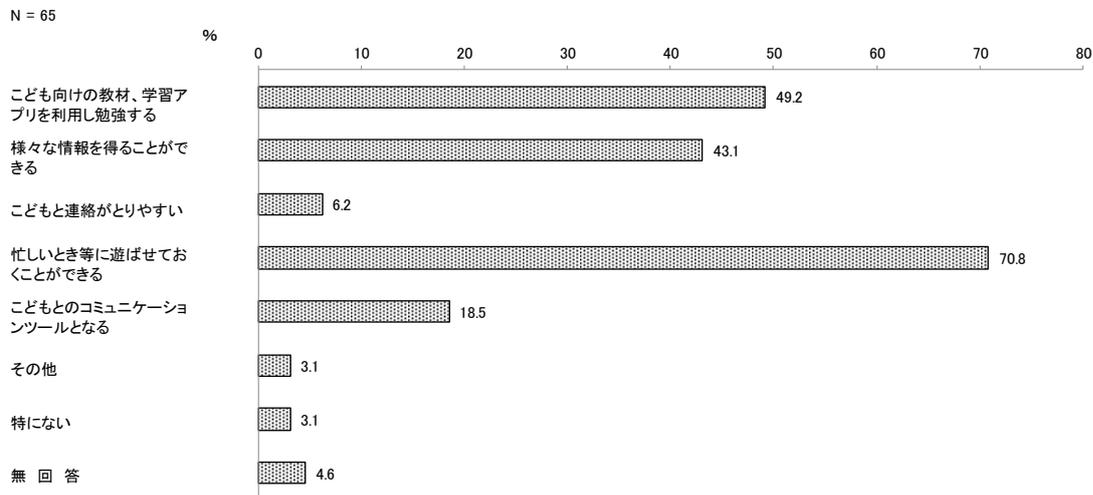


小学生児童調査では、「視力が低下しないか不安」が68%と多く、次いで「依存してしまわないか不安」が67%、「知能の発達やこころの発達への影響」が32%となっています。

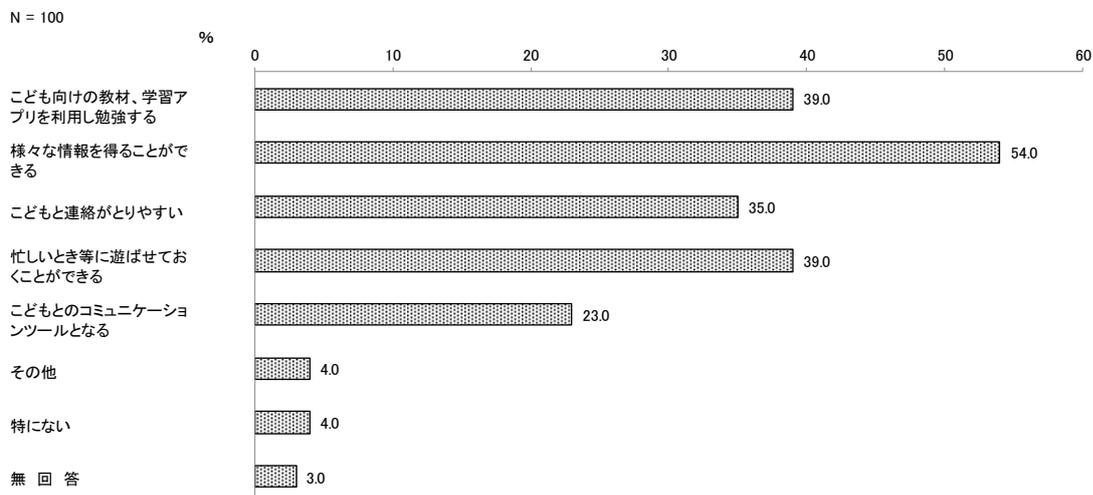


## ウ スマホ等が有効な場面（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「忙しいとき等に遊ばせておくことができる」が71%と多く、次いで「こども向けの教材、学習アプリを利用し勉強する」が49%、「様々な情報を得ることができる」が43%となっています。



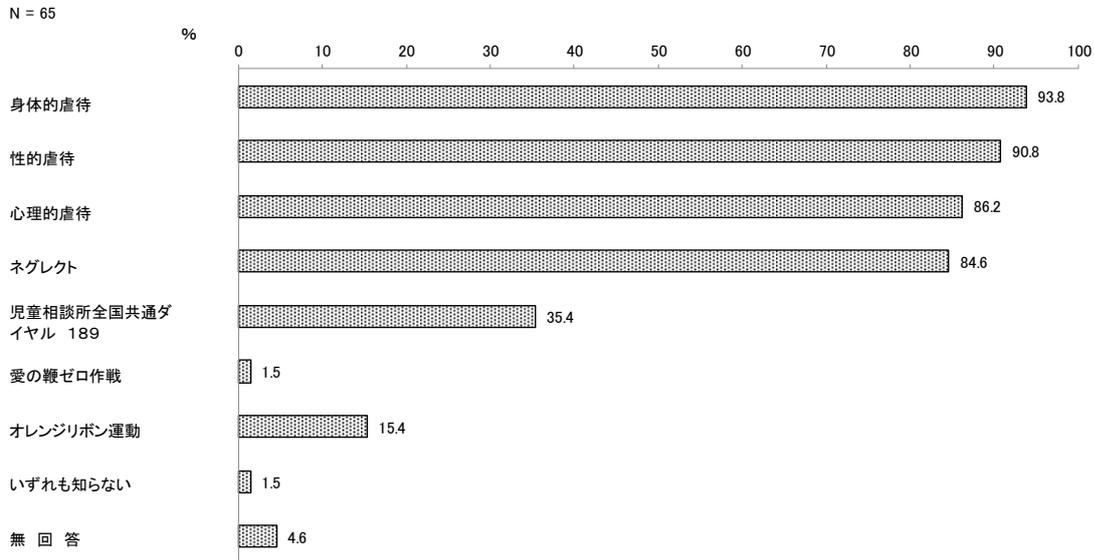
小学生児童調査では、「様々な情報を得ることができる」が54%と多く、次いで「こども向けの教材、学習アプリを利用し勉強する」「忙しいとき等に遊ばせておくことができる」がともに39%となっています。



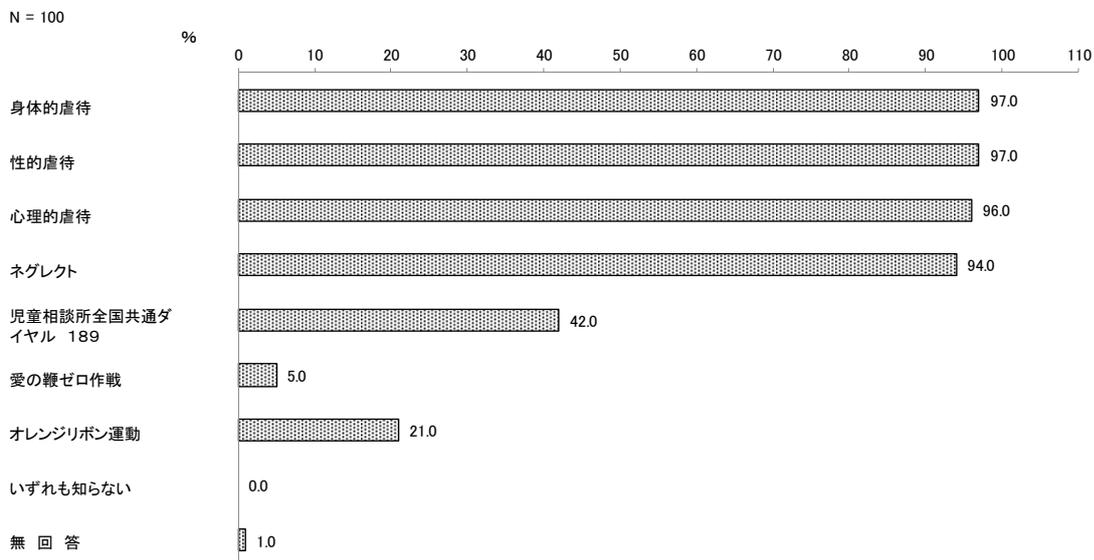
## ⑭ 児童虐待について

### ア 児童虐待について知っていること（MA）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「身体的虐待」が94%と多く、次いで「性的虐待」が91%、「心理的虐待」が86%となっています。



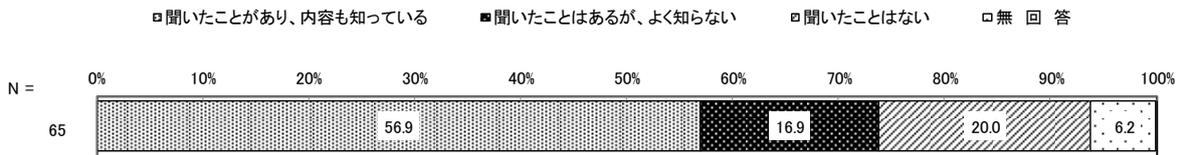
小学生児童調査では、「身体的虐待」「性的虐待」がともに97%と多く、次いで「心理的虐待」が96%となっています。



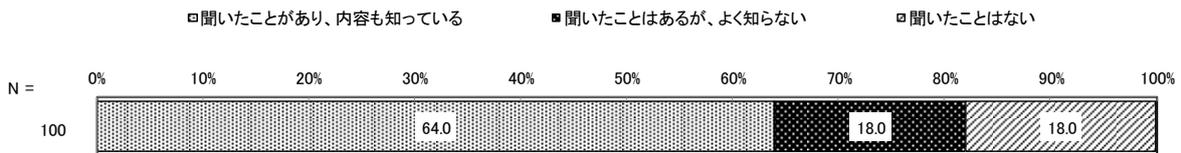
⑮ ヤングケアラー関係について

ア ヤングケアラーという言葉の認知（S A）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が57%と多く、次いで「聞いたことはない」が20%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が17%となっています。



小学生児童調査では、「聞いたことがあり、内容も知っている」が64%と多く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」「聞いたことはない」がともに18%となっています。

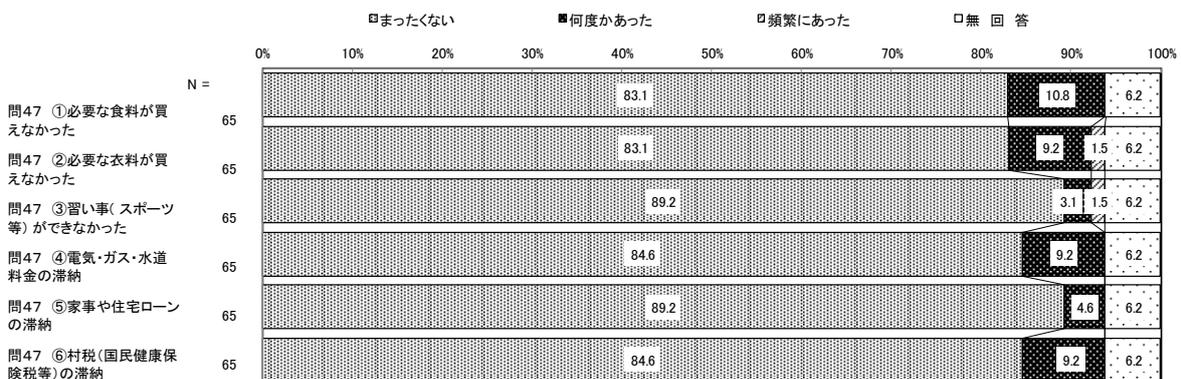


⑯ 世帯状況について

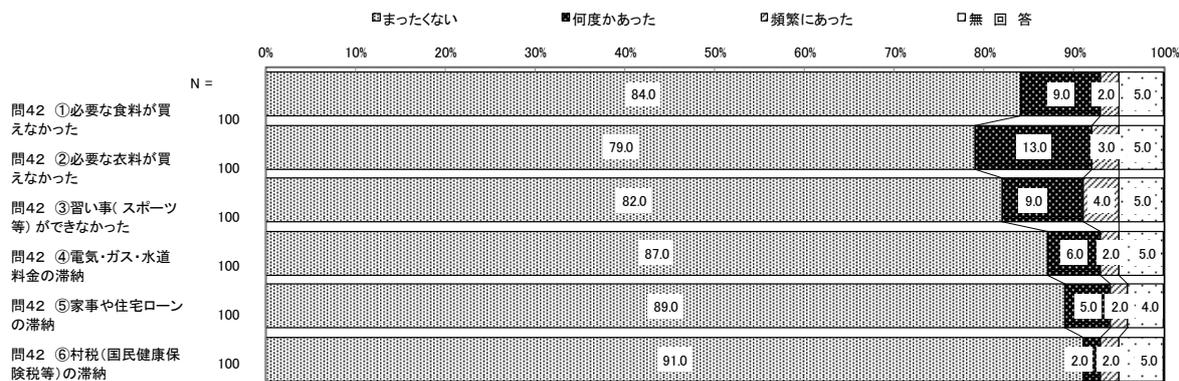
ア 過去1年間の経済的な困難事例（S A）（就学前児童調査・小学生児童調査 共通設問）

就学前児童調査では、「まったくない」は、「習い事（スポーツ等）ができなかった」「家事や住宅ローンの滞納」がともに89%と多く、次いで「電気・ガス・水道料金の滞納」「村税（国民健康保険税等）の滞納」がともに85%となっています。

「何度かあった」は、「必要な食料が買えなかった」が11%と多く、次いで「必要な衣料が買えなかった」「電気・ガス・水道料金の滞納」「村税（国民健康保険税等）の滞納」がそれぞれ9%となっています。

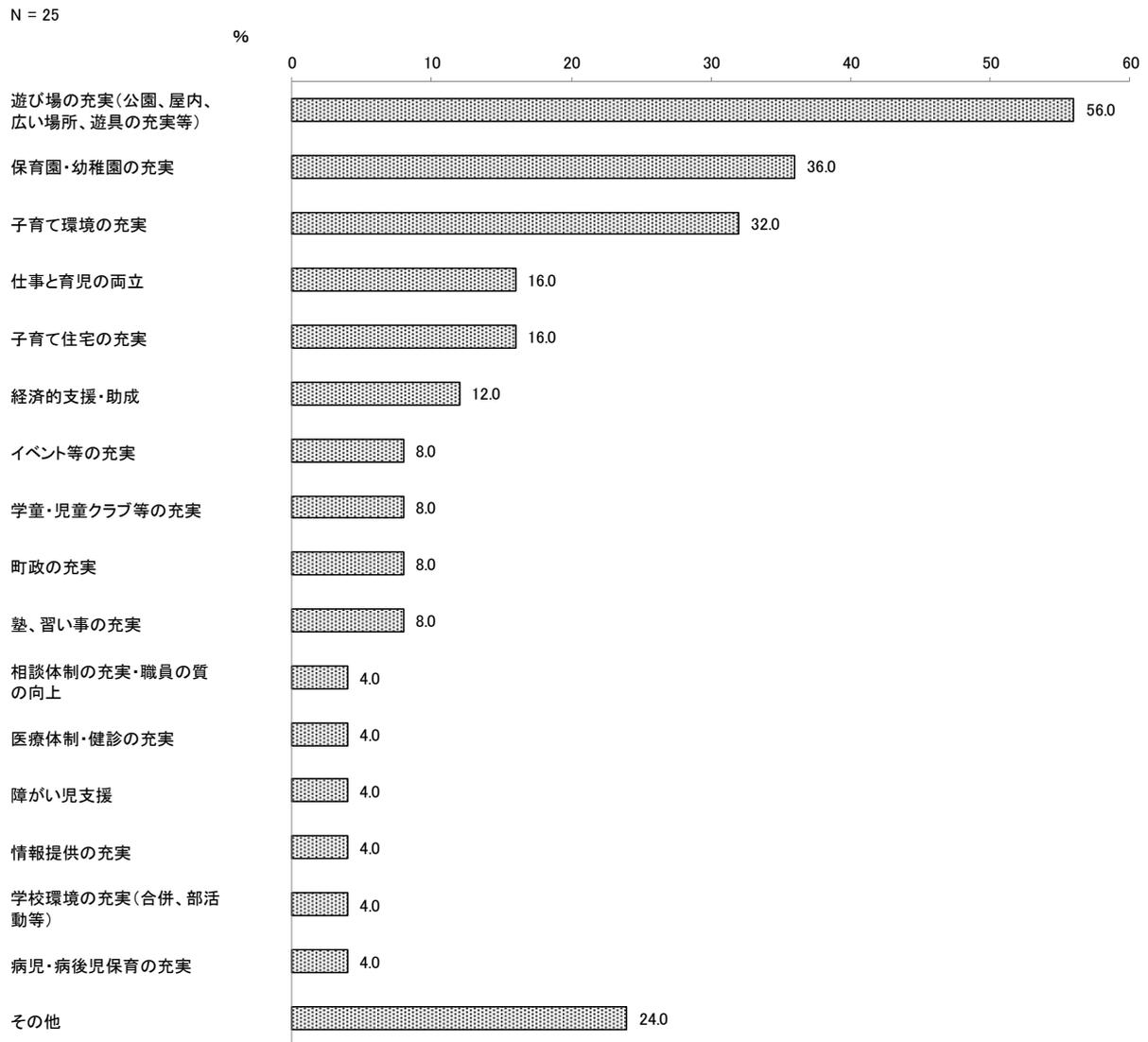


小学生児童調査では、「まったくない」は、「村税（国民健康保険税等）の滞納」が91%と多く、次いで「家事や住宅ローンの滞納」が89%、「電気・ガス・水道料金の滞納」が87%となっています。「何度かあった」は、「必要な衣料が買えなかった」が13%と多く、次いで「必要な食料が買えなかった」「習い事（スポーツ等）ができなかった」がともに9%となっています。



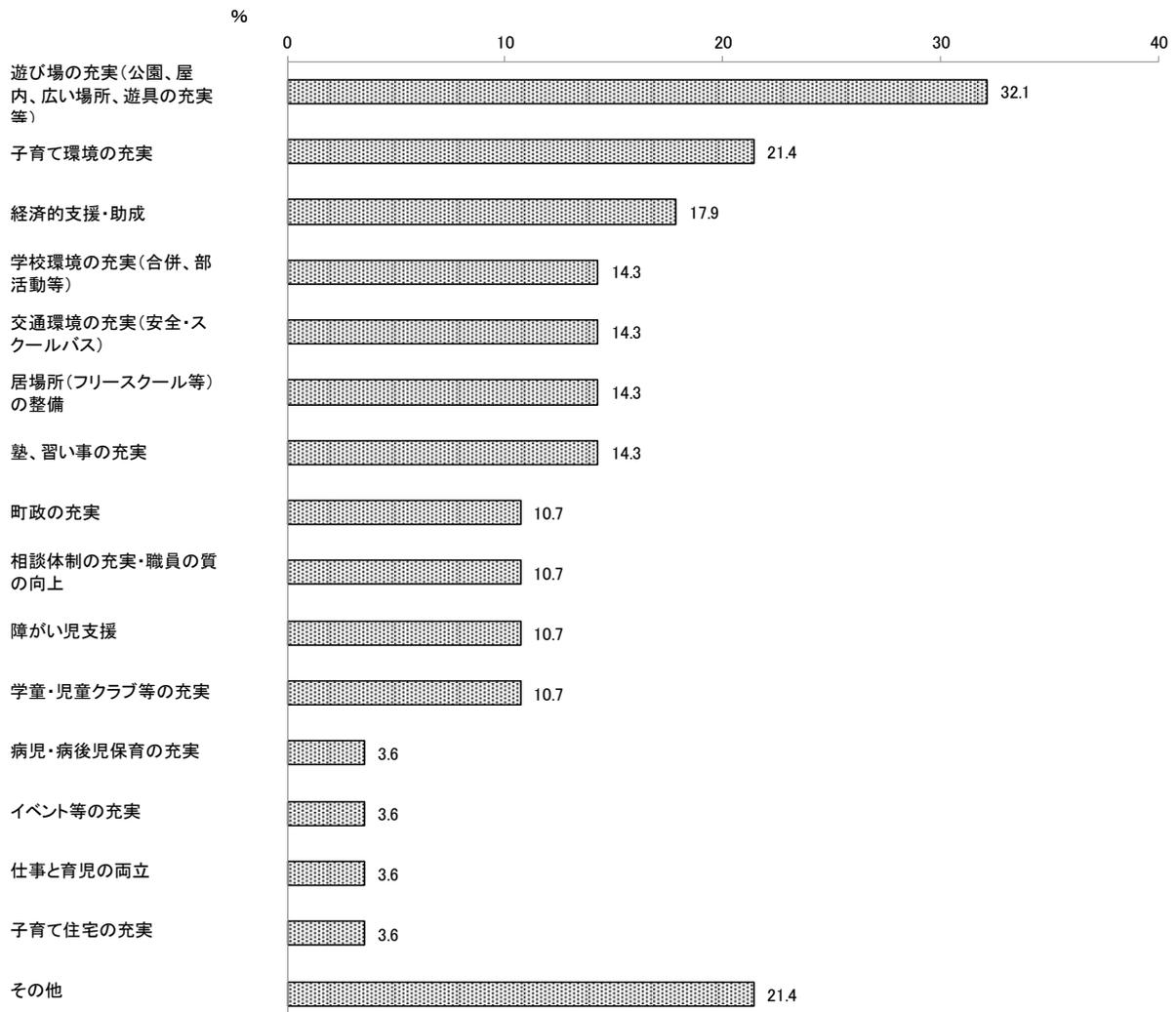
### ⑰ 自由意見について

就学前児童調査では、回答者の39%が記述し、記述内容を分類すると「遊び場の充実（公園、屋内、広い場所、遊具の充実等）」が56%と多く、次いで「保育園・幼稚園の充実」が36%、「子育て環境の充実」が32%となっています。



小学生児童調査では、回答者の28%が記述し、記述内容を分類すると「遊び場の充実（公園、屋内、広い場所、遊具の充実等）」が32%と多く、次いで「子育て環境の充実」が21%、「経済的支援・助成」が18%となっています。

N = 28



## 4 施策の進捗評価

第二期計画の第4章「子育てに関する施策の展開」については、「事業等の進捗評価」及び「今後の取組」について、事業担当者による評価を行いました。評価区分は下記のAからEの5段階で行いました。

評価結果は61事業中、事業等の進捗ではAが4件、Bが24件、Cが27件、Dが3件、Eが3件となっています。また、今後の取組ではAが11件、Bが35件、Cが12件、Dが1件、Eが2件となっています。

### ■評価区分

区分	事業等の進捗	今後の取組
A	目標を達成	計画どおり進んでおり、現状維持で継続して実施
B	推進できた	さらに推進する、充実を図る
C	実施中である	内容・規模・手法等を見直して推進する
D	実施したが見直しが必要	休止・廃止
E	未実施	その他

### ■第二期計画の第4章子育てに関する施策の展開の評価

施策名	事業数	事業等の進捗					今後の取組				
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
計画全体	61	4	24	27	3	3	11	35	12	1	2
基本目標1 地域における子育て支援											
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	6	1	2	1	1	1	1	3	1	1	
(2) 保育サービスの充実	4	1	1	1		1	1	2	1		
(3) こどもの健全育成の推進	2		1	1				1	1		
(4) 世代間交流の促進	4		2	1	1			2	2		
基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等											
(1) 仕事と子育ての両立の推進	3		1	1		1			2		1
(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1			1			1				
基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進											
(1) こどもや母親の健康の確保	9		5	4				9			
(2) 食育の推進	2		2					2			
(3) 小児医療の充実	1		1				1				
基本目標4 こどもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備											
(1) 次代の親の育成	4		1	2	1				3		1
(2) 学校教育環境の整備	2			2				2			
(3) 有害環境対策の推進	1			1				1			

施策名	事業数	事業等の進捗					今後の取組				
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備											
（1）宅地分譲の推進	1		1				1				
（2）安全・安心なまちづくりの推進等	2			2				2			
（3）子育てしやすい環境づくりの推進	2		1	1				1	1		
基本目標6 こども等の安全の確保											
（1）交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策の推進	2	2					2				
（2）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	4		2	2				4			
（3）地域住民と密着した防災体制の構築	2			2				1	1		
（4）被害に遭ったこどもの保護の推進	1			1				1			
基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進											
（1）児童虐待防止対策の充実とネットワークの体制強化	1		1					1			
（2）障がい等を持つ児童の早期発見と家庭への支援	3		3					3			
（3）ひとり親家庭等の自立への支援	4			4				4			

## 5 本村における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第二期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 課題1 子育てに関する公的な相談体制・支援の在り方

---

ニーズ調査（就学前児童・小学生児童）では、子育ての悩みを気軽に相談できる場があるかについて、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が就学前児童で49%、小学生児童で68%となっています。

現在、健康福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、併せてふれあいセンターに「子育て支援センター（こさあーべ）」を開設していますが、これらの周知に努め、子育てに関する不安を解消し、安心して出産・育児ができるように、保護者の視点に立った相談しやすい環境の整備と保護者のニーズに沿った支援を検討する必要があります。

### 課題2 ニーズに対応した保育施策展開の在り方

---

ニーズ調査（就学前児童）では、希望する教育・保育事業を見ると、認可保育所（戸沢保育園）の利用希望が圧倒的に多い状況です。一方で、保育園以外にも子育て支援が充実しているかについて、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が就学前児童で52%、小学生児童で56%となっています。

また、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

このため、保育環境の充実はもちろんですが、子育て支援全般について、ニーズを勘案した支援が必要です。

### 課題3 社会全体での子育ての支援

---

ニーズ調査（就学前児童・小学生児童）では、望ましい子育て支援施策として、「地域における子育て支援」が就学前児童で23%、小学生児童で22%となっています。こどもを持つことや、子育てに対する負担や不安、孤立感だけでなく、喜びや生きがいを感じるができるよう、行政、企業をはじめ、地域の各団体、高齢者などの様々な世代等、全体でその気持ちを受け止め、寄り添い、支えあうことができる社会が求められています。

## 課題4 遊び場の検討

---

ニーズ調査（就学前児童・小学生児童）では、公園やスポーツ施設が充実しているかについて、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計が就学前児童で72%、小学生児童で88%となっています。また、村のこどもの遊び場等で一番望むこととして「室内で遊べる新たな施設等が欲しい」や「北部・南部地区にもとぎわんパークのような公園が欲しい」などが多くみられます。このことから、新たに遊び場の整備について検討するとともに、整備する際には、より詳細な利用者のニーズを反映することが必要です。

## 課題5 すべてのこどもに対する健やかな育ちへの支援

---

すべてのこどもに健やかな成長を促すためには、画一的な支援ではなく、こどもの状態や取り巻く環境などに対応した支援が必要です。そのため、保護者における子育ての第一義的な責任に配慮しつつ、年々深刻化している児童虐待・DVについて、早期発見・早期対応するとともに、保育園や学校、警察、児童相談所などの関係各所との連携体制を充実し、地域における子育て支援のネットワーク強化を進める必要があります。また、障がいなどのこどもの状況や家庭の状況を踏まえ、社会的な支援の必要な家庭に対して適切に対応できることが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

本村の子ども・子育て支援事業計画の目指す方向性として、第二期計画の基本理念を継承します。

安心して子育てができ、地域全体で子育てを支える  
未来へつなぐ村づくり

これから戸沢村を担う子どもたちの人口は減少傾向にあります。村の宝である子どもたちが本村に生まれ、心身ともに健やかに育つことができるよう、保健・医療支援、福祉支援、教育支援、定住促進支援等、子育て家庭への一貫したきめ細かい援護により、少子化に歯止めをかけていくことが重要な課題となっています。地域・家庭・保育園・学校・村・企業がより深く連携を図りながら、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進することで、子ども一人ひとりの個性や能力を大切に、安心して子育てができ、未来へ希望が広がる村づくりを実施します。

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標1 地域における子育て支援

---

安心・安全を第一に、こどものいる家庭が安心して子育てができるよう、こどもの健全な成長を地域全体で見守る様々な子育て支援サービスの充実を推進し、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成など、地域資源等の活用により地域全体で子育てしていく環境づくりを推進します。

#### 基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

---

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しながら子育てを行える、働きやすい環境を整備するため、男性の育児参加促進、男女平等と共同参画の推進、子育てにやさしい職場環境づくりの推進に取り組みます。

さらに、国、県、事業主、関係団体の連携を図り、子育てをしながら働きやすい職場環境づくりの啓発活動を推進します。

### **基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進**

---

こどもと親の心身の健康を取り巻く環境も近年大きく変化しています。これまでの母子保健対策の取組の成果に加え、保育園、学校、関係機関や団体などの連携を強化し、保護者や家族の子育てに関する考え方を尊重しながら、地域ぐるみで母子保健を推進し安心してこどもを産み、子育てができる環境づくりを推進します。

### **基本目標4 こどもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備**

---

次代を担うこどもが心身ともに健やかに生まれ育つために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

学校・家庭・地域のネットワークにより、安心して子育てができ、喜びを実感できる仕組みづくりを展開し、こどもが、豊かな心・健やかな身体・確かな学力を身につけ、大人となって社会に貢献できるよう、家庭・学校・地域が連携し教育環境の整備を推進します。

### **基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備**

---

こどもと子育てを行う保護者が、安心して快適な生活が送れるよう、子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある生活環境の整備を推進します。

また、子育てに伴う経済的負担の軽減も含めた子育て家庭に配慮・支援する総合的な村づくりを推進します。

### **基本目標6 こども等の安全の確保**

---

近年、こどもの交通事故・犯罪被害の増加など、こどもを取り巻く環境の悪化が心配されます。こどもが安全に安心して暮らせる環境をつくるため、関係機関の連携を強化し、安心・安全の村づくりを強化します。

### **基本目標7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進**

---

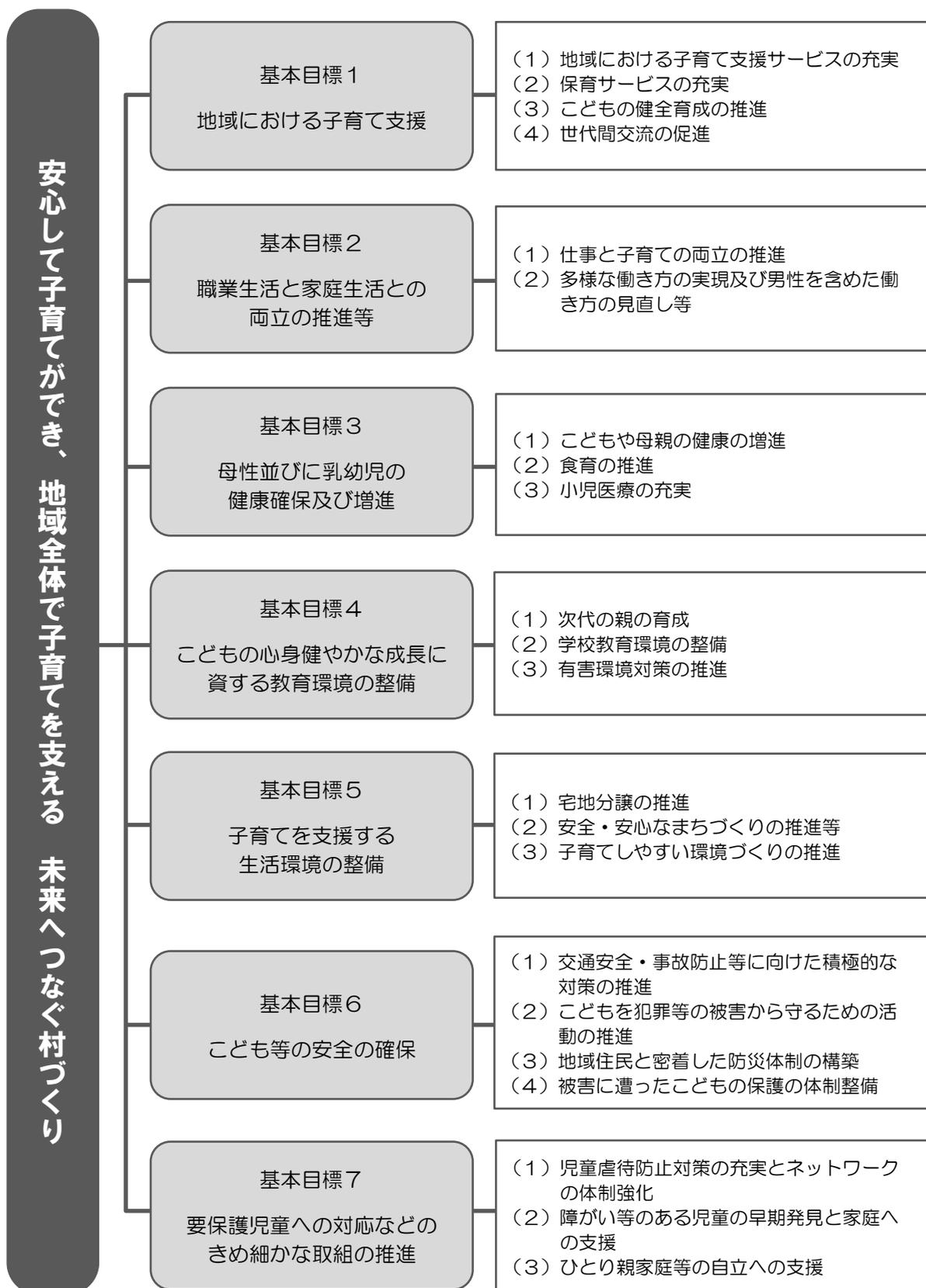
児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭やこどもに対して、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給をはじめ、充実した支援活動を整備するとともに、すべてのこどもが、虐待を受けることなく、一人ひとりの人権が尊重され、どんな状況にあるこどもでも、その心身の健全な成長を支える支援の充実を推進します。

### 3 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》



## 第4章 子育てに関する施策の展開

### 1 基本目標 1 地域における子育て支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育てをしている家庭では、核家族化の進展、地域社会の関係の希薄化などにより、身近に相談できる人や協力してもらえる人が少なくなっており、子育てに対して不安や負担を感じながら孤立してしまうことも懸念されるため、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ります。

事業名	内容	担当課
こども家庭センター事業	<p><b>現状と課題</b>：令和4年6月の児童福祉法の改正により、健康福祉課内に設置していた「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、令和6年4月より「こども家庭センター」を設置しています。</p> <p>多くの親が子育てに不安や負担を感じており、相談しやすい環境づくりが求められています。</p> <p>児童福祉・母子保健事業の連携・協同を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく対応しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を図ります。</p>	健康福祉課
子育てサロン事業	<p><b>現状と課題</b>：親子の遊び場や交流の場として「子育てサロン」を毎月1回実施しています。</p> <p>母親同士の交流はありますが、父親が参加することはほとんどないので、父親も教室に参加しやすい体制や周知方法を検討する必要があります。</p> <p>出生率の減少と保育園への入園が低年齢化しているため、参加者が少ない現状です。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後は父親の参加の増加に向け、体制整備を図ります。また、出生率が減少していることから、他市町村との連携を含め実施方法を検討します。</p>	健康福祉課
子育て支援団体の交流の場を提供	<p><b>現状と課題</b>：読み聞かせボランティアサークル、えほんの森（乳幼児向けの読み聞かせ）、若妻会に対し、活動の場を提供しています。</p> <p>保育園と連携し、読み聞かせボランティアへの母親世代の参加拡充が必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：子育て支援団体の交流の活性化や、体験できる機会が多くなるように支援の推進を図ります。</p>	共育課

事業名	内容	担当課
保健事業一覧表の活用の推進	<p><b>現状と課題</b>：戸沢村保健事業一覧表を作成し、健康診断の日程、健康づくり教室、子育てサロン等のスケジュール等を全戸配布したうえ、QRコードを活用しホームページからダウンロードできるよう整備することが必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も「保健事業一覧表」の効果的な活用を周知します。</p>	健康福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p><b>現状と課題</b>：放課後や学校の長期休暇期間中に保護者等が就労などの理由により家庭にいない児童をお預かりし、「集団生活」や「遊び」を通して児童の健全育成を図っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も放課後児童クラブを充実させるとともに、安心安全な場の提供に努め、事業の推進を図ります。</p>	共育課

## （２）保育サービスの充実

近年、保育のニーズの多様化が進み、特に低年齢児保育のニーズが高まっているため、若い世代の雇用を守り、働きやすい環境を整える必要があります。このように、保育園での多様なサービス提供が求められていることから、低年齢児保育の実施と相談体制の強化に努め、保育サービスの充実を図ります。

事業名	内容	担当課
保育の質の向上	<p><b>現状と課題</b>：遊びを中心とした生活の中で、学びの基礎となる好奇心や探究心、協調性や忍耐力、自尊感情などの認知能力の育成に取り組んでいます。</p> <p>保育ニーズの多様化に対応しながら、質の高い特色ある保育の提供に努めています。</p> <p><b>今後の方針</b>：遊びや学びの場が充実していることで、こどもの興味や創造性を引き出すことができるため、安全で快適な保育環境の整備を行い、保育サービスの充実を図ります。</p>	共育課
管外保育料補助事業	<p><b>現状と課題</b>：戸沢保育園には生後８か月以降入園可能です。産後の休業後及び育児休業後に８か月に満たない場合は保育園に入園させることができず、家庭によっては管外保育施設に預けざるを得ない状況となっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して補助を実施します。</p>	共育課

### (3) こどもの健全育成の推進

遊びを通じての仲間意識の形成が児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、児童が地域の中で自由に遊ぶことが必要です。

このため、親子のふれあいなど多様な学習体験機会の提供を進め、地域での活動を活発化します。さらに、こども会活動を積極的に支援するとともに、地域ボランティアの協力を得て、こどもの健全育成を地域全体で進めます。

事業名	内容	担当課
保小の連携強化	<p><b>現状と課題</b>：令和4年4月より、保育園の所管課が共育課に移管されたことに伴い、以前よりも保小の連携が強化されました。</p> <p>戸沢保育園と戸沢学園の合同研修会だけでなく、入学時に必要な児童の情報共有や支援が必要な児童、保護者への対応等、様々な場面で連携を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して連携強化を図ります。</p>	共育課

### (4) 世代間交流の促進

各地域には元気な高齢者や子育て経験者がたくさんいるため、地域の社会資源を活用し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携しながら世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

事業名	内容	担当課
ふれあい交流事業	<p><b>現状と課題</b>：保育園において地域の人材が活躍できる場の提供を行っています。高齢者及び保護者に施設整備と花壇・畑などの植栽整備を協力してもらっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して事業の推進を図ります。</p>	共育課
各種支援団体の活動を体験できる場の提供	<p><b>現状と課題</b>：老人クラブ連合会が主催、社会福祉協議会が事務局となり、輪投げ大会、グラウンドゴルフ大会等を開催し、交流を図りながら老人クラブの活動を体験するなど、交流の場を提供しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も交流の場の創出など、事業の推進を図ります。</p>	共育課・社会福祉協議会
ふれあい体験事業	<p><b>現状と課題</b>：少子化により、幼児とふれあう機会が減少しているため、関係機関との連携により、幼児とふれあう体験ができる機会を提供しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：中高生ボランティアなど行事でのふれあいはありますが、継続的にしっかりとした目的を共有するという点では停滞しているため、今後推進を図ります。</p>	共育課

## 2 基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### (1) 仕事と子育ての両立の推進

共働き家庭が増加し続けている状況の中では、夫婦がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、男女の区別なく、これまでの仕事優先であった働き方を見直し、健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

ワークライフバランスが重要視されている昨今、夫婦がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、すべての人が家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、これを妨げる労働慣行やその他の諸要因の緩和に向けて、労働者、事業主、地域住民等の社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを関係団体と連携しながら推進を図ります。

事業名	内容	担当課
男女問わず、 育児休業・ 休暇の取得率 向上の推進	<p><b>現状と課題</b>：村内において一般事業主に該当する企業はありませんが、小規模な企業経営者と職場の仲間に対して、職業生活と家庭生活との両立支援ができるよう協力を求めるための啓発活動を行っています。</p> <p>企業経営者や職場の仲間に対する子育てへの理解が必要のため、企業への働きかけが求められています。</p> <p><b>今後の方針</b>：育児休業・休暇の取得率の向上のため広報活動の推進を図ります。</p>	健康福祉課
放課後子ども プラン推進事 業	<p><b>現状と課題</b>：地域住民の協力を得て、下校時のバスの見守り、通学合宿を行っています。</p> <p>初等部は通年スクールバスでの通学であるため、放課後に学園に残って行う活動が難しい状況にあります。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して事業の推進に努めます。</p>	共育課

## (2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

少子高齢化など生活をめぐる状況が変化していく中で、「男性は仕事、女性は家庭・子育て」といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を發揮できるような社会づくりが必要となっています。

事業名	内容	担当課
男女共同参画の推進	<p><b>現状と課題</b>：家庭生活の中で「重要な役割等は男性が就くもの」という固定的な意識が根強く残っているため、村審議会や地域団体等への女性の参画が進まず、幅広い意見や要望を施策に反映させるのが難しい状況にあります。</p> <p><b>今後の方針</b>：男女共同参画に関する住民アンケート調査を実施し、村の現状を把握したうえで、戸沢村男女共同参画計画を策定します。1年ごとに目標を設立・点検し、5年後の村のビジョンを明確にします。</p> <p>人と人が性別に関わらず、個性を活かし、認め合い、その能力を發揮して様々な分野で活躍していくことのできる社会づくりを進めます。</p>	まちづくり課

## 3 基本目標3 母性並びに乳幼児の健康確保及び増進

### (1) こどもや母親の健康の増進

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させており、母親並びに乳幼児の健康の確保が必要となっています。このため、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保とこどもが健やかに育つ環境の整備を進めます。

事業名	内容	担当課
子育て家庭の育児不安等の相談、支援の充実	<p><b>現状と課題</b>：こども家庭センターを中心に、子育てに関する様々な悩みや不安に対して相談を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援ができるよう関係機関等との連携を図ります。</p>	健康福祉課

事業名	内容	担当課
母子健康手帳の交付	<p><b>現状と課題</b>：妊娠の届出があった妊婦全員に対し、母子健康手帳の交付を行っています。</p> <p>交付時に保健サービスについての説明や妊婦相談、相談窓口の案内、母子健康手帳アプリ「とぞわっこ」の案内等を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：母子健康手帳交付時に保健師の個別面談を実施し、面談後、全交付者のアセスメントシートを作成します。この結果を受け、支援が必要な方には支援プランを作成し、切れ目なく支援します。</p> <p>母子健康手帳アプリを用いて、タイムリーな情報発信を努めます。</p>	健康福祉課
乳幼児健診事業	<p><b>現状と課題</b>：乳幼児健診は年6回、1歳6か月児健診及び3歳児健診は年4回実施しています。訪問時に健診日程を知らせ、個別通知も行っているため、乳幼児健診の受診率は100%となっています。</p> <p>利用者の視点にたった健診のあり方を検討する必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：乳幼児健診よりこどもの心身の発達、発育を確認し、異常の早期発見や早期治療に結びつけ、母親の心身のケアができる体制づくり、乳幼児健診の場を活用した知識の普及に努めるなど、乳幼児健診の充実を図ります。</p>	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	<p><b>現状と課題</b>：「産後うつ」や虐待予防の観点から、初産、経産問わず全出産児を訪問しています。里帰り出産についても、各市町村で連携して対応しています。また、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：産後うつと虐待予防の観点から初産や経産に関わらず、出産した全員を訪問するなど、新生児・乳幼児訪問の充実を図ります。</p>	健康福祉課
予防接種事業	<p><b>現状と課題</b>：赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に予防接種のスケジュール表を渡し説明することで、接種率の向上を図っています。未接種者に対しては、個別通知や健診等を通して勧奨しています。</p> <p>保護者が予防接種の内容や注意事項を十分理解したうえでこどもに接種させるという意識が必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：接種率向上のため、今後も継続して保護者に予防接種を正しく理解してもらうよう周知に努めます。</p>	健康福祉課

事業名	内容	担当課
むし歯予防事業	<p><b>現状と課題</b>：1歳児から就学前まで、3か月ごとにフッ素塗布ができる体制となっています。また、1歳児から継続して記入する健診の問診票を使用し、経過をみながら指導しています。</p> <p>この体制は就学前までのため、その後は個人で歯科医院を受診するような意識を高める必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も事業の推進を図ります。</p>	健康福祉課
母親教室の充実	<p><b>現状と課題</b>：母子健康手帳交付と同時に母親教室を実施しています。妊娠中に貧血や妊娠糖尿病等が多いため、妊娠中の食事や栄養バランスについての指導、妊娠の心身の状況を把握するためのアンケートも実施し、結果をもとにサポートしています。</p> <p><b>今後の方針</b>：本村だけではなく、最上管内の市町村とも連携し、妊婦同士が交流できる場の確保を検討します。</p> <p>妊娠期から子育て期の方と家族を対象とした子育てサロンを月1回実施しており、対象者が抱える悩みや不安に対して助産師、保健師、管理栄養士が相談に応じます。</p> <p>特に配慮を要するような妊婦に対しては、医療機関と連携し対応します。</p> <p>母子健康手帳交付時から出産・育児と切れ目ない支援をしていくために、他市町村との連携体制を整備します。</p>	健康福祉課
母性保護事業	<p><b>現状と課題</b>：産前休暇の取得率の向上と喫煙の影響について広報・啓発を行っています。また、母子健康手帳交付の際も、喫煙の影響について説明しています。</p> <p>就労妊婦が妊娠中に異常をきたした際に、休みを取得しやすいように主治医から事業主に対して指示を出す「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用について周知を図っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：産前休暇の取得率の向上については、国・県と連携し、村としても広報を行います。</p> <p>喫煙がもたらす健康被害の啓発活動を積極的に行います。</p>	健康福祉課

事業名	内容	担当課
妊婦健康診査事業	<p><b>現状と課題</b>：妊娠健康診査を受ける方に対し、その費用について上限を決め公費負担しており、受診率はほぼ 100%で推移しています。</p> <p>検査結果で要治療・要経過観察となる割合は増加傾向であり、増加した項目としては切迫早産、耐糖能異常、貧血となっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：妊娠中に高血圧や糖尿病のリスクを抱える人が増えており、妊娠中の食生活についてアプローチしていく必要があります。</p>	健康福祉課

## (2) 食育の推進

朝食欠食などの食習慣の乱れが、こどもの心と体の健康問題に大きく影響しています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族の関係づくり、心身の健全な育成を図るために関係機関が連携し、乳幼児期から思春期発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行います。

事業名	内容	担当課
おやつの習慣づくりの推進	<p><b>現状と課題</b>：おやつには、こどもが食事で摂りきれない栄養を補うための食事の一部としての役割があることを、保育園や乳幼児健診等で家庭に伝えています。</p> <p>甘いお菓子やスナック菓子等の食べすぎがこどもの健康に及ぼす影響について、歯科健診時に歯科衛生士による家庭での状況の聞き取りを行い、個別に指導してもらっています。</p> <p>おやつの与え方として「こどもが要求したとき」「こどもをなだめるとき」と答える人が多く、時間に関係なくおやつを与える家庭が多いため、むし歯や肥満など、おやつがこどもの健康に及ぼす影響の周知が必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して、食育活動の推進を図ります。</p>	健康福祉課・共育課
こどもの食育・栄養相談	<p><b>現状と課題</b>：食育強化月間（6月）に学校において掲示物による食育指導や管理栄養士による食育授業を開催するとともに、10月には中学生を対象とした朝食摂取状況調査を実施しています。</p> <p>保育園において保健・食育計画を策定しており、食事を通して様々な知識・経験が身につくようにしています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して、食育活動の強化を推進します。</p>	健康福祉課・共育課

### (3) 小児医療の充実

少子化が進行する社会において、生まれたこどもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題になっています。小児医療機関の少なさや医療機関の連携のあり方などが問題となっている状況も踏まえ、管内の小児科の休日・夜間診療などの緊急医療体制の整備や入院治療に対応した二次医療などの確保に向け、県や近隣市町村及び関係機関との連携を図ります。

事業名	内容	担当課
子育て支援医療費の助成	<p><b>現状と課題</b>：高校生まで自己負担該当分の医療費（外来・入院）を全額助成しています。</p> <p>子育て家庭が安心できるような医療体制が求められています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して実施します。</p>	健康福祉課

## 4 基本目標 4 こどもの心身健やかな成長に資する教育環境の整備

### (1) 次代の親の育成

児童館や公民館をはじめ地域にある施設を利用し、地域の人材の持つ能力を活用した多様な活動形態を検討します。

子育ての楽しさや、こどもを生み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さ等について啓発していくことが必要です。

学校教育においては、体験学習等様々な共育活動を通して、異年齢のこどもたちや世代間の交流を進め、社会性・人間性の育成に努めます。

住み慣れた地域で安心して子育てに専念できるよう、保健・医療・福祉・教育等が連携した体制の整備が必要です。さらに、子育て中の親や子育てに関心のある人がつながりを持てるような支援を図ります。

事業名	内容	担当課
地域の世話役活動の推進	<p><b>現状と課題</b>：社会福祉協議会が主導となり、つどいの場として各地区公民館にて、それぞれの地区から選定された世話人の協力のもと、地域の高齢者を対象とし、ものづくり・体操等を行い、健康推進を図っています。</p> <p>また、世話人の研修会を実施し、地域の状況や課題の情報交換等を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も地域住民と行政が協働して、地域の人間関係を深めるための施策を検討します。</p>	社会福祉協議会・健康福祉課

事業名	内容	担当課
コミュニティ活動の再評価とその意義づけ	<p><b>現状と課題</b>：関係機関が機能しながら通学合宿や共育事業を地域ごとに行っています。こうした取組を通して地域の人間関係づくり、地域の行事等の意義を感じる機会としています。</p> <p>通学合宿の主催側が高齢化しており、保護者世代の取り込みが必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も地域住民と協働して、地域の人間関係を深めるための施策を検討します。</p>	共育課
地域共育活動団体育成事業	<p><b>現状と課題</b>：元気な高齢者等の人的資源を活用し、居場所づくりを進めています。</p> <p>地域活動は効果的に継続されているが、世代交代・地域内での三世代交流などを推奨していく必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も地域の活動団体と連携し、地域活動への支援を図ります。</p>	共育課

## (2) 学校教育環境の整備

こどもの生きる力となる健やかな体と豊かな心は、家庭はもちろん集団の中において培われるものでもあるため、一人ひとりの個性を大切にされた学校教育の充実を図ることが重要です。

学校においては、学力を身につけるだけでなく、自制心や自立心、思いやりや助け合いの心、社会的なマナーやモラル、さらには健やかな体を育成することなどが必要です。そのため、こどもたちとのふれあいを大切にしながら活気ある学校づくりに取り組み、教職員の資質の向上、開かれた学校として学校評価の公表と地区懇談会等の充実を図る必要があります。

事業名	内容	担当課
コミュニティスクールによる「地域と学校づくり」の推進	<p><b>現状と課題</b>：「開かれた学校づくり」を目指し、地域の素材や人材を積極的に活用するとともに、地域や保護者の願いを取り入れながら教育活動を展開し、広い関わりの中で児童生徒の「生きる力」を育成しています。</p> <p>多様な経験と世代間交流によって、「ふるさと」への愛着が高くなることから、地域教育活動へのこどもの積極的な参加を促しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：活動やカリキュラムを見直しながら、今後も継続して地域の教育力を活用して推進を図ります。</p>	共育課

事業名	内容	担当課
とざわ地域 学校協働本部	<p><b>現状と課題</b>：社会で自立していくために必要な力を育てるための取組として、学校・家庭・地域・教育委員会が有機的に結びつき、各地域の学校づくりの情報交換を行うとともに、村全体で児童生徒の健全育成支援及び住民の生涯学習の振興を図っています。</p> <p>地域学校協働本部として機能していく必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：支援計画の作成は共育プラン見直しにおいて、育成すべき資質・能力の明確化の中で共有します。</p>	共育課

### (3) 有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、こどもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）によるいじめ、自殺、児童を標的にした誘拐、監禁事件が続発しており、自治体、学校現場、保護者、警察が連携して、不審者情報の共有やソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）利用の際の注意点や情報モラルについて研修や、広報啓発活動が必要です。

事業名	内容	担当課
適切なスマートフォン等の 利用に関する 啓発	<p><b>現状と課題</b>：外部から講師を招いて情報モラル学習を実施しています。また、メディアコントロール学習を行っており、インターネットの安全な利用を推進しています。</p> <p>保護者世代のメディアリテラシーの育成が必要です。</p> <p><b>今後の方針</b>：児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利用に伴うトラブルが無いよう啓発します。</p>	共育課

## 5 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 宅地分譲の推進

以前より宅地造成等の希望があるものの、結婚を期に村外に転出するケースが多くなっていることから、人口減少の歯止めに、また住民ニーズに応えるために、遊休地等を子育て世代にやさしい、割安な住宅地の分譲・集合住宅の建設を推進します。

事業名	内容	担当課
定住促進住宅 建設事業	<p><b>現状と課題</b>：村施設跡地等に40歳未満の夫婦もしくは配偶者及び中学生以下の子がいる世帯を入居対象とした定住促進住宅をこれまで9棟建設しています。</p> <p>古口小学校跡地には、子育て世帯を対象としたメゾネット式の集合住宅を3棟（計15戸）建設しています。</p> <p>単に土地を売るのではなく、ライフスタイルを提案し、その賛同者とともに事業を実施するコーポラティブ方式など、様々な手法を検討する必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：古口小学校跡地の宅地造成工事が完了後、定住促進を目的に集合住宅の建設と宅地の分譲を行います。</p>	まちづくり課

### (2) 安全・安心なまちづくりの推進等

地域の道路等の整備のため、危険箇所等の把握と、速やかな対策を実施しています。また、危険箇所等の情報の一元化による総合的な危機管理体制の整備を図ります。

事業名	内容	担当課
危険箇所点検 業務	<p><b>現状と課題</b>：年1～2回、通学路の危険箇所をPTAからあげてもらい、関係機関で共有し、また年1回関係機関でチェックをして危険箇所の解消を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して実施します。</p>	共育課
危機管理業務	<p><b>現状と課題</b>：村内における土砂災害・洪水災害危険箇所及び避難所等を網羅した防災マップを作成し、全戸配布を行いました。防犯や幼児バスの運行については、マニュアルを作成しながら対応しています。</p> <p>豪雨等の災害時については、情報の流れや、避難場所になった時の教員の対応などについて、見直し・確認の必要があります。</p> <p><b>今後の方針</b>：マニュアルは随時内容を更新し、業務の推進を図ります。</p>	危機管理課・共育課・健康福祉課

### (3) 子育てしやすい環境づくりの推進

近くの公民館や公共施設の活用が図れるよう、地区会と地域住民が調整できる機会を設けるなど、地域主導による子育てしやすい環境づくりへの支援を行っています。

また、児童福祉施設等の遊具の点検等を実施し、修繕計画の策定・予算確保を行うとともに、緊急を要する場合は個々に適切な対応をするなど、子育てしやすい環境づくりの整備を図ります。

事業名	内容	担当課
<b>児童遊園設置事業</b>	<p><b>現状と課題</b>：児童遊園は現在7箇所設置しています。こどもの遊び場の環境をつくるため、児童遊園地の維持管理を各地区会に委託し、遊具を修繕・新規に設置する場合にはそれぞれ1/2・2/3の額を補助しています。</p> <p>各地区で対応していますが、老朽化が目立つため、更新が必要となっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も公園や遊具に対する修繕費の確保、適正な管理と迅速な対応を行います。</p>	健康福祉課
<b>こどもの遊び場の提供</b>	<p><b>現状と課題</b>：未就学児を対象に、生涯学習センター（旧神田小学校）で遊び場を無料で開放しています。</p> <p>子育て応援住宅に隣接した場所に、大型遊具を備えた「とざわんパーク」を整備し、村内外の子育て世帯から利用されています。</p> <p>「雨の日の遊び場」や近くに「遊び場がない」「仲間もいない」という声があり、また、大型の遊具を備えたこどもの遊び場の要望が数多くあります。</p> <p><b>今後の方針</b>：屋内型の遊び場の整備について、要望があげられているため、さらに子育て世帯の交流の場の促進を図るため、大型の遊具を備えたこどもの遊び場の整備を検討します。</p>	健康福祉課・共育課・まちづくり課

## 6 基本目標6 こども等の安全の確保

### (1) 交通安全・事故防止等に向けた積極的な対策の推進

交通量の多い国道・県道が通学路になっており、道路の横断等危険箇所も多いため、交通安全団体、学校、PTA等と連携し、こどもたちの登下校の安全確保を図ります。

事業名	内容	担当課
交通安全教室の開催	<p><b>現状と課題</b>：月に数回幼児交通安全教室を開催し、交通安全、防犯、海での注意事項、冬道の交通・雪崩等、季節に合わせ指導を行っています。また、保護者に対しても年に1・2回の頻度で交通安全教室を開催しています。</p> <p>共働き家庭が多くなったため親子で教室に参加する家庭が少なくなっています。</p> <p>交通安全予測シミュレータシステムを活用した、参加体験型の交通安全教室を開催しています。</p> <p>高齢者の交通事故が増加していることから、各地区のサロンにおいて交通安全教室を開催し、高齢者の交通事故防止対策に取り組んでいます。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して実施します。</p>	危機管理課
指導者講習会の開催	<p><b>現状と課題</b>：交通安全母の会会員、交通安全協会会員等の指導者講習会等を毎年開催しています。</p> <p>各会員が高齢化しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して実施します。</p>	危機管理課

### (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

国道47号・JR陸羽西線が東西に貫通していることで、不特定多数の人々が往来しています。こどもが集団生活を営む保育園・学校等では対策を講じてはいますが、不審者が侵入した際の安全対策は万全とは言えません。登下校時間帯は「地域見守り協力隊」によるボランティア活動によりこどもの安全確保に努めます。

事業名	内容	担当課
保育園危機管理マニュアル作成	<p><b>現状と課題</b>：全国各地で、不特定多数かつ無差別の犯罪が多発しているため、不審者に対する危機管理マニュアルを作成し運用の徹底を図っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も不審者の侵入に備え、対応マニュアルを作成し、運用の徹底を図ります。</p>	共育課

事業名	内容	担当課
地域見守り協力隊との連携	<p><b>現状と課題</b>：登下校時間帯は「地域見守り協力隊」によるボランティア活動によりこどもの安全確保に努めています。報告・連絡・相談及び関係機関との連携はスピーディーになっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も連携を図り、活動の推進を図ります。</p>	共育課
防犯灯の設置	<p><b>現状と課題</b>：各地区会、教育委員会等からの要望に基づき、適切に設置しています。</p> <p>地区会所有の防犯灯のLED化を進めています。また、年20基程度の防犯灯設置費用を予算化し整備を進めています。</p> <p><b>今後の方針</b>：継続して実施します。</p>	危機管理課
「子ども110番」活動への支援	<p><b>現状と課題</b>：北部地区13箇所、中部地区5箇所、南部地区7箇所設置しています。</p> <p>地区で偏りがあり、設置していない地区もあります。</p> <p><b>今後の方針</b>：活動のさらなる推進を図ります。</p>	共育課

### (3) 地域住民と密着した防災体制の構築

消防については、春季演習、秋季演習を実施し、地区単位で防災訓練、保育園や学校では避難訓練を実施しています。また、防火座談会を実施し、地域住民の防災に関する意識の醸成を図ります。

事業名	内容	担当課
防災訓練・避難訓練の実施	<p><b>現状と課題</b>：豪雨災害を踏まえて実効性がある防災力・消防力が構築できるように、定期的に消防、水防、防災訓練を実施しています。また、村内各地区においても自主防災組織で防災訓練を行っています。</p> <p>児童から高齢者まで、防災思想の普及・啓発が必要となっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：地域住民の身近なところで訓練を実施し、防災に関する意識の醸成を図ります。</p>	危機管理課・共育課
危機管理マニュアル策定業務	<p><b>現状と課題</b>：災害発生時における職員の動員配備体制、事務分掌、戸沢村職員防災初動マニュアルが整備されています。避難訓練は机上で実施しています。</p> <p>災害時村外居住職員の参集体制が課題となっています。</p> <p><b>今後の方針</b>：随時、マニュアルの見直し、訓練の実施を行います。</p>	危機管理課

#### (4) 被害に遭ったこどもの保護の体制整備

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもの精神的な負担を軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングや保護者に対する助言を行うなど、学校等関係機関と連携した保護体制づくりを進めます。

事業名	内容	担当課
こどもの保護 といじめ防止 の推進	<p><b>現状と課題</b>：学校のいじめ防止基本方針を策定しており、いじめ事案対策連絡協議会を設置するなど、いじめの防止に努めています。実際にいじめが発生した場合は、事案対応委員会を開催し、保護の推進を行っています。</p> <p>年度初めにいじめの定義について保護者に周知しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：SNSを使ったいじめを防止するため、適切なスマートフォン等の利用について啓発を行います。</p>	共育課

### 7 基本目標 7 要保護児童への対応などのきめ細かな取組の推進

#### (1) 児童虐待防止対策の充実とネットワークの体制強化

児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、保育園や学校等との連携・協力や「要保護児童対策地域協議会」等による連絡・連携体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワーク強化を進め、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。

事業名	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の充実	<p><b>現状と課題</b>：情報交換、共有化、連携、啓発活動については年数回実務者会議を開催し、必要に応じ個別ケース検討会を開催して協議を行っています。また、民生委員・児童委員と月1回定例会を開催し、虐待等の情報交換を行っています。</p> <p>情報共有や関係機関との連携に努めているものの、情報の一元化が難しく、また、困難なケースが多く、終結まで至ることは少ない状況です。</p> <p><b>今後の方針</b>：関係機関による情報共有や連携を行い、要保護児童等の早期発見からその後のフォローまで適正な対応に努めます。</p>	健康福祉課・共育課

## (2) 障がい等のある児童の早期発見と家庭への支援

少子社会においても、障がい等のある児童が多くなっています。また、保護者がこどもの発育を受けとめるよう関わる必要がありますが、なかなか受けとめられないケースもあります。

妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や異常の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける重要な機会です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めます。

事業名	内容	担当課
障がい福祉サービスや相談体制の充実	<p><b>現状と課題</b>：障がい児を対象としたサービスとして、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園等訪問支援を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：引き続き支援を行います。</p>	健康福祉課
特別支援教育就学奨励費補助	<p><b>現状と課題</b>：戸沢学園の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、教育関係経費の補助を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：今後も継続して補助を実施します。</p>	共育課
健康診査等の推進	<p><b>現状と課題</b>：乳幼児健診や保育園の現場で、保健師及び保育士が、障がいの原因となる疾病等の早期発見のために状況を随時確認しています。</p> <p><b>今後の方針</b>：健診での早期発見、保育園での観察、親への指導に努めるとともに、相談等ができるように支援を行います。</p>	健康福祉課・共育課
関係機関との連携	<p><b>現状と課題</b>：乳児家庭全戸訪問や就学児健診等の機会を通じ、支援が必要な児童の早期発見・早期支援を行っています。また、必要なサービス確保と充実のため事業所や関係機関との連携を図っています。</p> <p>保育や教育機関、障がい児相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図り、相談支援体制の充実に努めています。</p> <p><b>今後の方針</b>：障がい児支援の体制を整備するにあたり、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進するとともに、地域の関係機関と連携し、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する児童への支援体制の整備を行うよう努めます。</p> <p>また、村がこども・子育て支援を行うにあたり開催する連携会議の構成員に、子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えます。</p>	健康福祉課・共育課

### (3) ひとり親家庭等の自立への支援

離婚や不慮の事故などによって母子家庭や父子家庭となった、いわゆる「ひとり親家庭」への支援が課題となっています。特に、母子家庭の場合は、就業面で不利な状況に置かれることが多いほか、養育費も得られにくいなど、経済的、精神的に不安定な状況に置かれるケースが多いようです。

このため、母子家庭を中心としたひとり親等に対する相談・支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供とともに、経済的支援や生活実態に応じた支援に努めます。

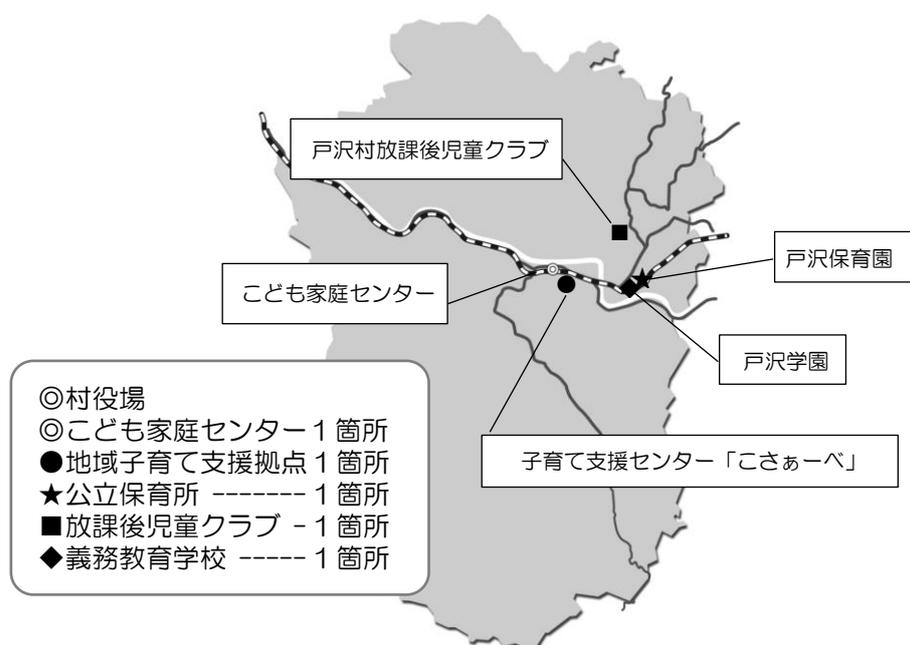
事業名	内容	担当課
児童扶養手当の支給	<p><b>現状と課題</b>：「児童扶養手当法」に基づき手当の支給を行っています。民生児童委員協議会及び社会福祉協議会と連携し、福祉貸付資金及び経済支援を行っています。また、児童扶養手当の申請時もしくは、何らかの相談があった際は、「ひとり親福祉のしおり」を配布し、相談窓口や様々な給付金等について紹介を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：引き続き実施します。</p>	健康福祉課
就業支援	<p><b>現状と課題</b>：県のひとり親家庭福祉業務として、資格取得応援事業、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付事業等を実施しているため、相談等があれば関係機関につなぎ、就業支援を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：引き続き関係各所と連携し、支援を行います。</p>	健康福祉課
生活安定相談	<p><b>現状と課題</b>：「ひとり親福祉のしおり」を配布し、相談窓口や様々な給付金等について紹介を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：引き続き関係各所と連携し、支援を行います。</p>	健康福祉課
母子寡婦福祉資金の貸付	<p><b>現状と課題</b>：民生児童委員協議会及び社会福祉協議会と連携し、福祉貸付資金及び経済支援を行っています。</p> <p><b>今後の方針</b>：引き続き実施します。</p>	健康福祉課

## 第5章 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や、教育・保育事業の現在の利用状況や今後の施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定しました。当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域についても検討した結果、平成25年度に4小学校が統合したことにより村内1校区となりました。また、平成30年度に4保育所を統合、新設統合保育所として開所し、事業展開していることを踏まえて、各提供区域は1区域として設定しました。

■戸沢村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



### 2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

#### (1) 「量の見込み（ニーズ量）」の算出の考え方

「量の見込み（ニーズ量）」とは、特定の保育サービスがどれだけ必要とされているかという見込みのことですが、その算定方法は、国の手引き（「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」）に示されており、ニーズ調査結果に基づく潜在的ニーズを含む利用意向率や実際の利用状況、児童の人口推計等から、その手引きに基づき算出します。

ただし、第二期計画までのニーズ量の算出結果を踏まえると、国の手引きに基づき算出したニーズ量が必ずしも本村のニーズ量として妥当ではないため、実際の利用状況、児童の人口推計等からニーズ量を算出しました。

## (2) こども人口の推計

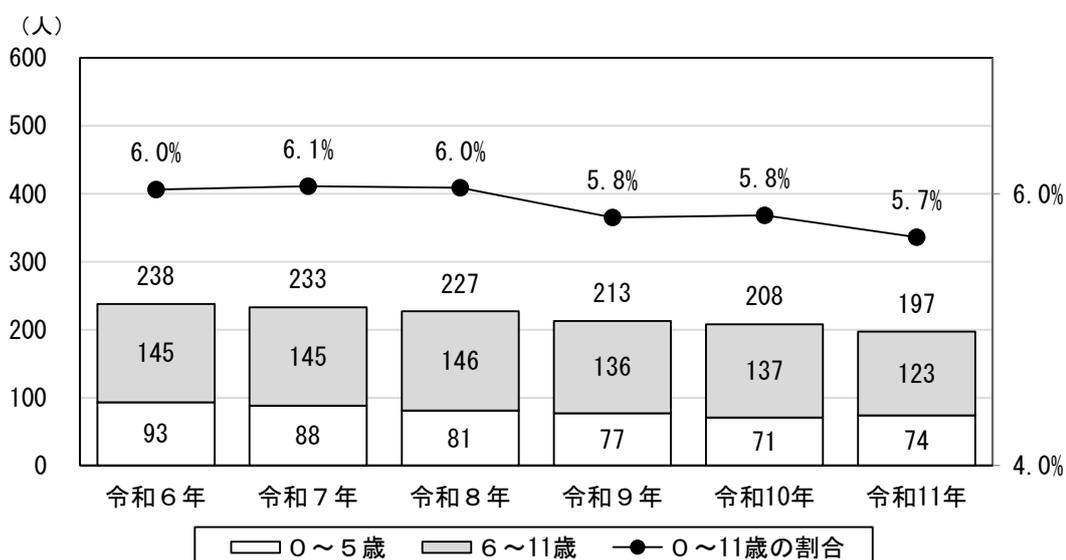
こども人口の推計は、令和2年から令和6年の各年3月31日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

これによると、0～5歳では令和6年の93人から減少傾向で推移し、令和11年には74人になると推計されます。また、6～11歳では令和6年の145人から減少傾向で推移し、令和11年には123人になると推計されます。

令和6年から令和11年にかけての児童(0～11歳)の割合をみると、令和6年の6.0%から令和11年は5.7%に減少すると予測されます。

■こども人口の推移と推計

	単位	実績	推計				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	人	9	15	12	12	12	11
1歳	人	9	9	15	12	12	12
2歳	人	17	9	9	15	12	12
3歳	人	16	18	9	9	15	12
4歳	人	20	16	19	9	10	16
5歳	人	22	21	17	20	10	11
0～5歳	人	93	88	81	77	71	74
6歳	人	28	22	21	17	20	10
7歳	人	25	30	23	22	18	21
8歳	人	19	25	31	23	22	18
9歳	人	28	19	25	30	23	22
10歳	人	22	27	19	25	29	23
11歳	人	23	22	27	19	25	29
6～11歳	人	145	145	146	136	137	123
0～11歳	人	238	233	227	213	208	197
0～11歳の割合	%	6.0	6.1	6.0	5.8	5.8	5.7



### 3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### (1) 施設型事業

##### ① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

##### 【現状と課題】

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査（就学前児童）では、幼稚園（通常の就園時間の利用）の利用状況として「定期的に利用している」が4.6%となっています。また、幼稚園の預かり保育の利用状況として「たまに（不定期に）利用している」が4.6%となっています。

##### ■実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実利用者数	人	0	0	0	0	0
1号認定	人	0	0	0	0	0
2号認定（教育ニーズ）	人	0	0	0	0	0

※1号認定：3～5歳のこどもで、幼稚園に通うが預かり保育の利用は希望しないこども及び認定こども園の幼稚園機能部分を利用するこども。

※2号認定（教育ニーズ）：3～5歳のこどもで、保護者が共働きであるなどの理由で、幼稚園並びに幼稚園で実施される預かり保育の両方の利用を希望するこども及び認定こども園の保育所機能部分を利用するこども。

##### 【確保方策】

- 幼稚園利用希望者の理由等を把握したうえで、必要な対策を講じます。

##### ② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育施設は、保護者の就労や病気などで家庭でお子さんをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

認定こども園は、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

地域型保育事業は、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設（企業主導型保育施設）、居宅訪問型保育事業の総称です。

##### 【現状と課題】

- 現在、公立保育所1箇所では保育を実施しています。
- ニーズ調査（就学前児童）では、認可保育所（戸沢保育園）の利用状況として「定期的に利用している」が89.2%、「利用したいが利用できていない」が1.5%となっています。

### ■実績

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実利用者数	人	113	99	104	104	85
2号認定（保育ニーズ）	人	67	68	71	70	59
3号認定（0歳）	人	4	4	6	5	4
3号認定（1歳）	人	18	9	13	14	15
3号認定（2歳）	人	24	18	14	15	7

※2号認定（保育ニーズ）：3～5歳のこども。

※3号認定：認可保育所、地域型保育給付事業を利用するこどものうち、0～2歳のこども。

### 【確保方策】

○村内では今後も公立保育所1箇所での保育を実施します。

### ■量の見込み

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
合計	人	76	68	64	59	63
2号認定（保育ニーズ）	人	56	45	38	35	39
3号認定（0歳）	人	5	4	4	4	4
3号認定（1歳）	人	7	11	9	9	9
3号認定（2歳）	人	8	8	13	11	11

### ■確保方策

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保目標量	人	76	68	64	59	63
2号認定（保育ニーズ）	人	56	45	38	35	39
3号認定（0歳）	人	5	4	4	4	4
3号認定（1歳）	人	7	11	9	9	9
3号認定（2歳）	人	8	8	13	11	11

## （2）地域型保育事業

### ① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

#### 【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

○ニーズ調査（就学前児童）では、小規模な保育施設の利用状況として「利用したいが利用できていない」が1.5%となっています。

#### 【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。

【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

○ニーズ調査（就学前児童）では、居宅訪問型保育の利用状況として「利用したいが利用できていない」が1.5%となっています。

【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### （1）利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育・保健その他関係機関を利用できるように、身近な場所で相談・情報提供、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状と課題】

○相談業務等の有資格者の確保が課題になります。

#### ■実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

**【確保方策】**

- 令和6年度から役場健康福祉課内にこども家庭センターを設置し、支援事業を行います。
- 事業内容等の情報を広報や母子健康手帳アプリ「とざわっこ」、健診受診時などの機会を利用し、周知することで子育て中の親子の孤立化を防ぐよう努めます。

**■量の見込み**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

**■確保方策**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	箇所	0	0	0	0	0
地域子育て相談機関	箇所	0	0	0	0	0
特定型	箇所	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

**(2) 地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

**【現状と課題】**

- 出生率の減少により、利用者数が少ない状況です。

**■実績**

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	618	664	548	453	430

**【確保方策】**

- 令和2年度よりふれあいセンターにおいて地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- 子育て親子の交流の場の提供と子育て等に関する相談・援助を行います。

**■量の見込み**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	395	363	334	307	282

### ■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	箇所	1	1	1	1	1
延べ利用者数	人日	395	363	334	307	282

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【現状と課題】

- 妊娠届申請時に1人につき14回分の妊婦健康診査受診票に加え、その他3種の検査の受診票を配付し、健康診査等を受診できるよう体制を整えています。
- 毎月、医療機関から届く受診票から対象者を把握し、必要な人に対しての訪問指導等を行っていますが、働いている妊婦への対応が課題となっています。

### ■実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	人回	200	148	125	55	100

#### 【確保方策】

- 厚生労働省の示している妊婦健康診査基準に基づいて実施します。

### ■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	96	92	89	85	82

### ■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用者数	人回	96	92	89	85	82

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【現状と課題】

- 「産後うつ」や虐待予防の観点から、初産、経産問わず全出産児を訪問しています。里帰り出産についても、各市町村で連携して対応しています。また、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。(再掲)

■実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	15	16	13	11	9

【確保方策】

○産後うつと虐待予防の観点から初産や経産に関わらず、出産した全員を訪問するなど、新生児・乳幼児訪問の充実を図ります。(再掲)

■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	8	7	6	6	5

■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	8	7	6	6	5

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状と課題】

○養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施しています。

■実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	人	10	12	10	6	10

【確保方策】

○今後も、養育支援訪問が必要だと判断した家庭すべてに対して実施します。

■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	11	12	12	13	14

■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	人	11	12	12	13	14

## (6) 子育て短期支援事業

令和6年度より短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施しています。

### 【現状と課題】

- ニーズ調査（就学前児童）では、不定期に利用したい一時預かり事業として「夜間養護等事業：トワイライトステイ」が1.5%となっています。
- ニーズ調査（小学生児童）では、家族以外に預ける場合に利用したい事業等として「夜間養護等事業：トワイライトステイ」が3.7%となっています。

### ■実績

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ	施設数	箇所	—	—	—	—	1
	延べ利用者数	人日	—	—	—	—	0
トワイライトステイ	施設数	箇所	—	—	—	—	1
	延べ利用者数	人日	—	—	—	—	0

### 【確保方策】

- 必要に応じて情報提供を行います。

### ■量の見込み

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	1	1	1	1	1

### ■確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	1	1	1	1	1
トワイライトステイ	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	延べ利用者数	人日	1	1	1	1	1

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【現状と課題】

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査（就学前児童）では、ファミリー・サポート・センターの利用状況として「利用したいが利用できていない」が3.1%となっています。また、不定期に利用したい一時預かり事業として「ファミリー・サポート・センター」が6.2%となっています。
- ニーズ調査（小学生児童）では、家族以外に預ける場合に利用したい事業等として「ファミリー・サポート・センター」が3.7%となっています。

#### 【確保方策】

- 保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

### （８）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 【現状と課題】

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査（就学前児童）では、不定期に利用したい一時預かり事業として「一時預かり」が38.5%となっています。

#### 【確保方策】

- 保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

### （９）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

#### 【現状と課題】

- 現在、本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査（就学前児童）では、認可保育所（戸沢保育園）の利用希望として「土曜日」が21.5%、「こどもの長期休暇期間中」が15.4%となっています。

#### 【確保方策】

- 保護者のニーズなどを勘案し、必要に応じて検討します。

### （10）病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

#### 【現状と課題】

- 現在、本村では実施していない事業です。

- ニーズ調査（就学前児童）では、こどもが病気やけがの際の対応として「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が16.9%となっています。また、利用したい病児保育等として「他の施設に併設した施設でこどもを保育する事業」が38.5%、「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」が36.9%となっています。
- ニーズ調査（小学生児童）では、こどもが病気やけがの際に希望する対応として「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が8.0%となっています。

**【確保方策】**

- 保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

**(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

**① 小学校低学年の場合**

**【現状と課題】**

- 令和6年度、小学校低学年の児童は44人が放課後児童クラブを利用しています。
- ニーズ調査（就学前児童）では、放課後の小学校低学年時の放課後等利用希望場所として「放課後児童クラブ（学童保育）」が46.2%となっています。
- ニーズ調査（小学生児童）では、1～3年生時の放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ（学童保育）」が39.0%となっています。

**■実績**

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	人	12	11	9	17	19
小学2年生	人	7	10	14	10	17
小学3年生	人	13	5	10	13	8
合計	人	32	26	33	40	44

**【確保方策】**

- こどもが放課後の時間を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、集団生活や遊びを通して児童の健全な育成を図ります。

**■量の見込み**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	13	12	10	12	6
小学2年生	人	15	12	11	9	11
小学3年生	人	10	13	9	9	7
合計	人	38	37	30	30	24

■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学1年生	人	13	12	10	12	6
小学2年生	人	15	12	11	9	11
小学3年生	人	10	13	9	9	7
合計	人	38	37	30	30	24

② 小学校高学年の場合

【現状と課題】

- ニーズ調査での放課後の過ごし方の希望は、低学年と比べると塾や習い事が高くなり、放課後児童クラブ希望者数は減っています。
- 令和6年度、小学校高学年の児童は10人が放課後児童クラブを利用しています。
- ニーズ調査（小学生児童）では、4～6年生時の放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ（学童保育）」が9.0%となっています。

■実績

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学4年生	人	5	8	5	9	10
小学5年生	人	0	0	0	1	0
小学6年生	人	0	0	0	0	0
合計	人	5	8	5	10	10

【確保方策】

- 保護者のニーズや現場の状況などを勘案し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設時間の検討を行います。

■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学4年生	人	6	7	9	7	6
小学5年生	人	0	0	0	0	0
小学6年生	人	0	0	0	0	0
合計	人	6	7	9	7	6

■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学4年生	人	6	7	9	7	6
小学5年生	人	0	0	0	0	0
小学6年生	人	0	0	0	0	0
合計	人	6	7	9	7	6

## (12) こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関が、地域ネットワークを構成する関係機関及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

### 【現状と課題】

○年数回実務者会議を開催し、必要に応じて個別ケース検討会を開催して協議を行っています。

また、民生委員・児童委員と月1回定例会を開催し、情報交換を行っています。

○情報共有や関係機関との連携に努めているものの、情報の一元化が難しく、困難なケースが多いため、終結に至るケースが少ない状況です。

### 【確保方策】

○関係機関による情報共有や連携を行い、要保護児童等の早期発見からその後のフォローまで適正な対応に努めます。

## (13) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

### 【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

## (14) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

### 【確保方策】

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

## (15) 子育て世帯訪問事業

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

### 【現状と課題】

○現在、本村では実施していない事業です。

**【確保方策】**

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

**(16) 児童育成支援拠点事業**

対象児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を実施する事業です。

**【現状と課題】**

○現在、本村では実施していない事業です。

**【確保方策】**

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

**(17) 親子関係形成支援事業**

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、グループワークを通じて、同じ悩みや不安を持つ保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施する事業です。

**【現状と課題】**

○現在、本村では実施していない事業です。

**【確保方策】**

○保護者のニーズなどを勘案し、代替施策も視野に入れ、必要に応じて検討します。

**(18) 妊婦等包括相談支援事業**

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援をする事業です。

**【確保方策】**

○妊娠時から面談・訪問を通して情報発信を行ったり、必要な支援につなげます。

**■量の見込み**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括相談支援事業	回	30	30	30	30	30

**■確保方策**

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター	回	30	30	30	30	30
上記以外	回	0	0	0	0	0
合計	回	30	30	30	30	30

### (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、6か月から3歳未満の保育園等を利用していないこどもを、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育園等で定期的に預かる事業です。

なお、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

#### 【確保方策】

○保護者のニーズを勘案しながら、令和8年度からの本格実施に合わせ実施体制を整備します。

#### ■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業	人	0	1	1	1	1

#### ■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業	人	0	1	1	1	1

### (20) 産後ケア事業

安心して子育てができるよう、退院直後の母子に対し、心身のケア、育児支援等を行う産後ケアを実施する事業です。実施にあたって、村は県と連携を図るとともに、必要に応じて医療体制との連携を図るよう努めます。

#### 【確保方策】

○妊娠期から情報提供を行うとともに、実施にあたっては関係機関との連携を図るよう努めます。

#### ■量の見込み

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所（ショートステイ）型	人日	1	1	1	1	1
通所（デイサービス）型	人日	2	2	2	2	2
居宅訪問（アウトリーチ）型	人日	1	1	1	1	1
合計	人日	4	4	4	4	4

## ■確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
短期入所（ショートステイ）型	人日	1	1	1	1	1
通所（ディサービス）型	人日	2	2	2	2	2
居宅訪問（アウトリーチ）型	人日	1	1	1	1	1
合計	人日	4	4	4	4	4

## 5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

### （1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本村には公立保育所が1箇所ありますが、保護者のニーズなどを保育所運営に取り入れていくとともに、必要に応じて認定こども園への移行についての検討を行います。

### （2）保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべてのこどもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、教育委員会と共に研修及び事業を展開するとともに、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携しながら、併せて職員の資質向上等を図り、すべてのこどもの健やかな育ちと最善の利益の実現に努めます。

### （3）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法の「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育の質の向上や妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない地域支援体制の確保に努め、社会全体が協力して、一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援します。

#### (4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と小学校等との連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びを基盤に、義務教育での学びと成長につなげ、心豊かに生きる力の育成を目指します。

そのためには、すべてのこどもの発達をはじめとした状況を保育園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、保育園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

### 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

本村において、令和元年10月にスタートした「子育てのための施設等利用給付」の給付申請及び給付実績はない状況ですが、今後の利用に備えて、当面は周辺市町において施設等利用給付を提供する施設の所在や運営状況等を把握し、利用希望者に対してその情報提供に努めるとともに、ニーズに応じて村内施設での給付が可能となるよう運営事業者と協議します。

また、給付にあたっては、保護者の経済的負担や利便性及び事業運営に支障をきたすことのないようその給付方法について検討するとともに、制度の円滑な実施に向けて努めます。

### 7 育児休業後における特定教育・保育施設等の利用のための環境整備

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるような環境を整えるため、「保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実」や「育児休業満了時から確実に保育を利用できる環境整備」に取り組みます。

### 8 県が行う施策との連携

広域的な見地からも、こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県の出組を踏まえ、「児童虐待防止対策の充実」、「ひとり親家庭の自立支援の推進」、「障がい児施策の充実」について連携を図ります。

## 9 仕事と生活の両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、国の法律及び県の取組等を踏まえ、「保護者に対する両立支援制度の適切な周知」、「両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ」について連携を図ります。

## 第6章 計画の推進・評価体制

### 1 計画の推進体制

本計画を円滑に推進するためには行政機関の取組だけでなく、住民の理解と協力が欠かせないものとなっています。広報や村のホームページ等を用いた広報活動によって、住民と情報を共有し、こどもを含む住民から広く意見や提言を得られる環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備が必要となります。

子育て支援のニーズは近年多様化しており、行政の専門職員だけではなく、地域で活動している団体や専門機関など、幅広い分野と連携を強化し、子育て支援の充実に努め、計画を円滑に推進します。

### 2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く住民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに、双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

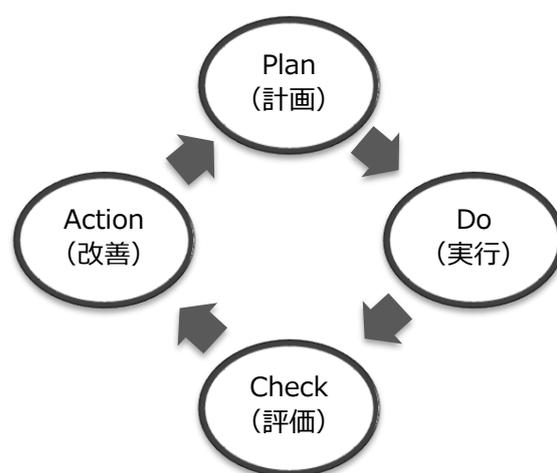
計画の周知にあたっては、住民の主体的・積極的な取組を推進するために、本計画に関する情報や実施状況について広報や村のホームページ等でわかりやすく周知し、住民への浸透を図ります。

また、各事務事業においても、村広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して住民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

本計画の推進には、様々な部門が関係しており、長期にわたり集中的・計画的な取組が必要となります。

こども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し (Plan)、実行する (Do) ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価 (Check)、改善 (Action) が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。



そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

# 資料編

## 1 戸沢村子ども・子育て会議条例

平成26年3月17日

条例第3号

(設置)

第1条 本村に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、戸沢村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、村が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、村長又は戸沢村教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ調査、審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ村長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から村長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学職経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 村民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、共育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が村長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、村長が招集する。

附 則（令和4年条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 2 戸沢村子ども・子育て会議 委員名簿

No	委員名	所 属
1	荒川 知也 会長	戸沢村 副村長
2	加藤 久和 副会長	戸沢村民生児童委員協議会 主任児童委員
3	瀧田 一成	戸沢村民生児童委員協議会 主任児童委員
4	荒川 香菜子	戸沢村教育委員会 教育委員
5	五十嵐 春来	戸沢保育園保護者会 保護者会長
6	高橋 理沙	戸沢学園PTA母親委員会 母親委員長
7	青柳 晴雄	戸沢保育園 園長
8	安食 勇	戸沢村議会 総務文教常任委員長
9	市川 重保	戸沢村教育委員会 教育長

### 【事務局】

No	委員名	所 属
1	清水 利枝子	戸沢村共育課 課長
2	高橋 恵	戸沢村共育課 学社融合主幹
3	横山 愛	戸沢村共育課 学校教育係長
4	森 歩美	戸沢村共育課 学校教育係主査
5	秋保 直人	戸沢村健康福祉課 課長
6	村上 万里子	戸沢村健康福祉課 主幹
7	藤山 海咲	戸沢村健康福祉課 健康推進係長

## 戸沢村 第三期子ども・子育て支援事業計画

---

発行日 令和7年3月

発行者 戸沢村 共育課／健康福祉課

所在地 〒999-6401

山形県最上郡戸沢村古口 270

電話 0233-72-2111（代表）